

令和7年度

危機管理マニュアル

学校教育は、生徒・職員の安全が確保されてはじめて成立する。そのためには、日常的に安全管理に努め、生徒・職員の生命と安全の確保することが不可欠である。

そこで、生徒に対して危機を予知・回避する安全教育を行い、生徒が自ら考えて安全な行動ができるような態度や能力を育成する必要がある。職員は、生徒の安全教育を行うとともに、発生時の対応の仕方などについて修得しておく必要がある。

職員は、マニュアルを熟知し、危機回避及び緊急時への対応力を身に付けておかなければならない。

沖縄県立宮古総合実業高等学校

〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里 280 番地

TEL : (0980) 72-2249 FAX : (0980) 72-1296

目 次

	頁
I 安全管理体制の確立について	1
1 安全管理の目的および手順	1
(1) 安全管理の目的	1
(2) 安全管理の手順	1
(3) 緊急対応マニュアルの作成上の留意点	1
2 緊急時の対応	1
3 事件・事故発生時の対応チャート	2
II 事項別安全管理について	
1 学校生活中の安全管理	
(1) 実習・実験等授業中の事故	3
(2) 部活動中の事故	3
(3) 登下校時の事故	3
(4) 金品の紛失・盗難	4
2 学校管理面での安全管理	
(1) 台風来襲時の対応	4
(2) 地震災害時の対応	5
(3) 津波災害時の対応	6
(4) 火災発生時の対応	7
(5) 不審者の侵入への対応	7
(6) 農薬・薬品の紛失・盗難時への対応	8
(7) 成績書類等の紛失・盗難への対応	9
3 校内救急処置体制	
(1) 事故発生時の処置	10
(2) 移送	10
(3) 保健室利用について	11
(4) 日常の救急処置及び看護について	11
4 心肺蘇生法チャート	12
5 AED の使い方	13
6 津波発生時の避難経路	15
7 緊急避難体制	16
8 緊急避難時の生徒の帰宅体制	17
9 学校事故対策	
(1)学校生活の安全管理の方法	18
(2)学校生活の安全管理の対象	19
(3)学校及び学校外での事故報告（緊急第一報）	20
10 熱中症予防対策	22
11 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応	29
12 Jアラート対応マニュアル	35
III 資料	37
1 学校保健・安全計画	39
2 学校防災計画	39

I 安全管理体制の確立について

1 安全管理の目的および手順

(1) 安全管理の目的

- ①生徒と職員の生命を守る。
- ②生徒と職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を保持する。
- ③学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を保持する。

(2) 安全管理の手順

- ①危機を予知・予測する。
- ②事件・事故の未然防止に向けた取組を行う。
- ③発生した事件・事故へ対応する。
- ④事件・事故後の措置を行う。

(3) 緊急対応マニュアルの作成上の留意点

緊急対応のマニュアル作成に当たっては以下のことについて留意する。

ア. 最悪のケースを想定すること

緊急性があり、保護者への対応や関係機関との連携等、組織的な対応が必要であることを想定する。

イ. 緊急時の対応や手順、役割分担等を明記すること

対応の仕方や手順を明記すること。ただし、状況によって職員の臨機応変の対応が求められる場合もあるので、マニュアルが絶対的なものではないことを全職員が理解しておく。

ウ. 緊急連絡先一覧表の作成

生命に関わること、事故等の緊急の事態に備え、緊急連絡先一覧表を作成し職員が見やすい場所に掲示する。

エ. 学校保健・安全計画、防災計画書の作成

2 緊急時の対応

事件・事故等の緊急の事態が発生した場合、以下の対応が大切である。

ア. 冷静な判断と対応

マニュアルに示された手順を確認し、優先順位を意識した行動をとること。

イ. 校長・教頭のリーダーシップの発揮

事件・事故等の緊急事態が発生した場合、校長・教頭は状況を的確に把握し、適切な判断を行い、緊急対応を行うことを全職員に明確に伝える。

また、的確な対応を行うための対策本部を設置し、情報の収集・整理、対応方針の決定を行う。

ウ. 正確な情報収集と共有

事件・事故発生時に周囲にいた生徒や職員から正確な情報を迅速に集め、対策本部にて整理し、全職員で情報の共有化を図る。

エ. 組織的な対応と連携

対策本部での決定事項を全職員に伝え、学校全体で組織的に対応できる体制をつくる。必要に応じて保護者や地域と連携を図る。教育庁や警察等に連絡し今後の対応への助言や指示を受ける。

オ. 報道機関への対応

教育庁の助言・指示を受けながら対応する。取材の要請があった場合は、校長や教頭が対応する（窓口を一つにする）。

ア. 情報の公開に努めること

事件・事故等について事実を公開する姿勢で対応する。その際、個人情報や人権等に最大限に配慮し、プライバシーの保護などの理由で公開出来ない場合は、その旨を説明して理解を求める。

b. 誠意ある対応に努めること

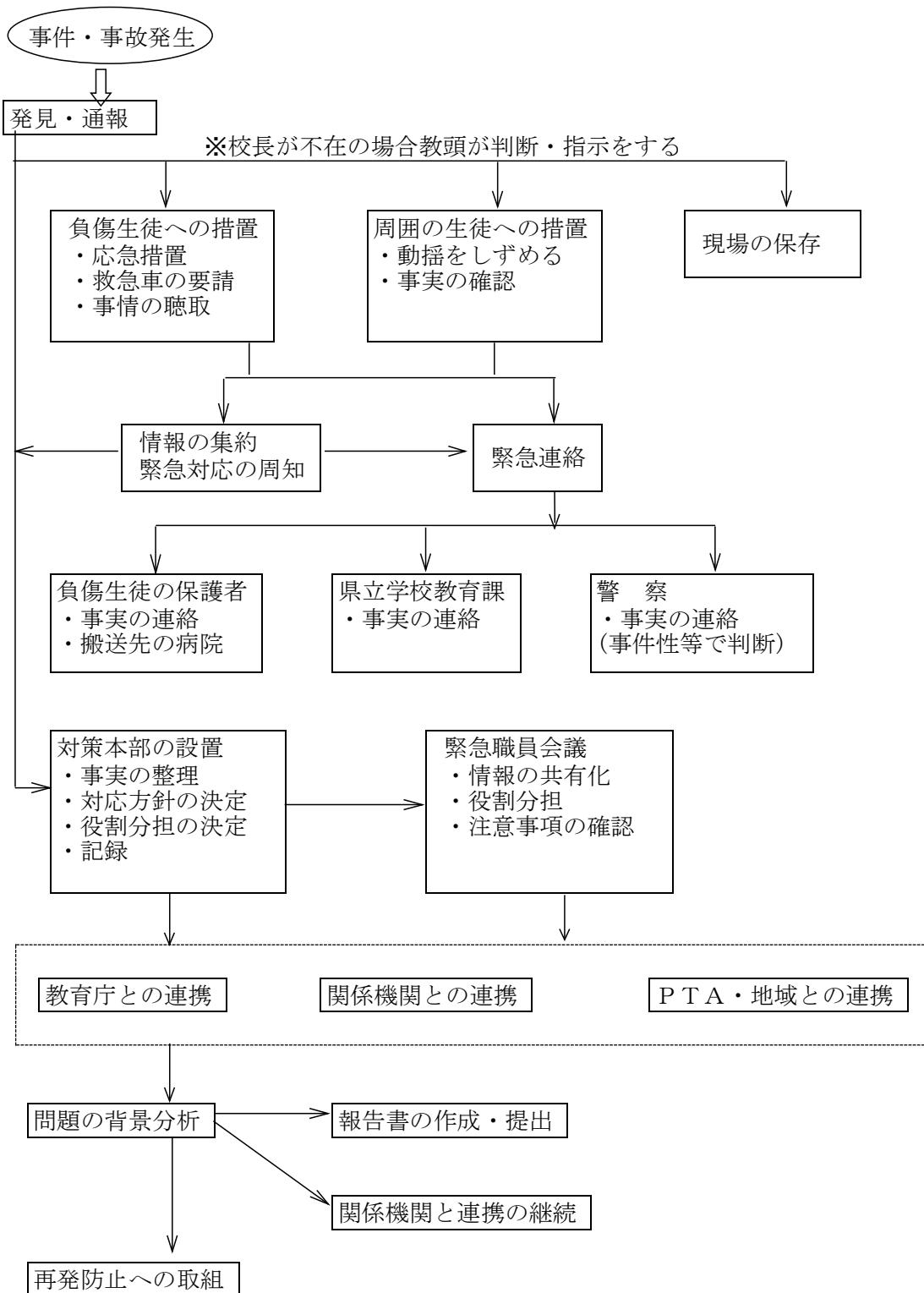
学校の対応状況や今後の方針について、広く保護者や地域に説明する。

学校と報道機関との関係が協力的なものとなるように努める。

c. 公平な対応に努めること

いずれの報道機関に対しても公平に情報を提供する。

3 事件・事故発生時の対応チャート



II 事項別安全管理について

1 学校生活中の安全管理

(1) 実習・実験等授業中の事故

ア. 事故の予防

- a. 施設・設備の点検を定期的に行う（機器等の点検と補修、薬品・農薬等の適正な管理保管）。
- b. 無理のない指導計画を立て、安全に関わる指導内容を計画の中に位置付ける。
- c. 実習・実験前の注意事項の周知徹底。

イ. 発生した事故への対応

- a. 総ての実習・実験を安全に留意しながら中止を指示する。
- b. 生徒の負傷の有無、機具や施設の被害の程度を確認する。
- c. ガス漏れや火災等の二次災害が予測される場合は避難を指示する。
- d. 近くにいる職員や養護教諭に応援を依頼する。
- e. 管理者に連絡する。
- f. 負傷した生徒の応急措置を行うとともに、負傷の程度により救急車を要請する。
- g. 保護者に連絡し、生徒の様態や事故の状況、搬送先、学校の対応等について説明する。

(2) 部活動中の事故

ア. 事故の予防

- a. 施設・設備の定期的な点検を行う（機器の点検と補修）。
- b. 無理のない指導計画を立て、部活動を行う前に注意事項を守ることの指導を徹底する。
- c. 部員の健康状態を常に把握する。
- d. 指導者がやむを得ず活動の場に不在の場合、活動を中止するか、部員だけでも安全に活動できる練習内容を明確に指示する。
- e. 活動場所の整備や安全確保のための約束事を決め、安全に対する意識を高める。

イ. 発生した事故への対応

- a. 連絡を受けた職員は、負傷の程度を確認し可能な応急措置を施す。
- b. 他の職員が救急車の出動を要請し、到着するまでは他の部員から事故の状況に関する情報を収集する。
- c. 管理職に連絡する。
- d. 保護者に連絡し、生徒の様態や事故の状況、搬送先、学校の対応等について説明する。

(3) 登下校時の事故

ア. 事故の予防。

- a. 日常的に交通安全教育の充実に努める。
- b. 学校周辺の通学路の点検を行い、危険個所があれば道路管理者等へ連絡し改善をお願いする。
- c. 危険個所を把握し、生徒への周知徹底を行う。

イ. 発生した事故への対応

- a. 事故発生の連絡を受けた職員は、消防署や警察への通報の確認を行い、未通報の場合は通報する。
- b. 管理職に連絡する。
- c. 現地へ到着した職員は、救急車が未到着の場合は応急措置を行う。
- d. 現地の職員は、被害生徒の氏名、負傷の状況、救急車での搬送先を確認する。
- e. 現場に残った職員は、警察の現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。
- f. 学校で待機している職員は、現場からの報告に基づいて保護者へ連絡し、事故の発生、負傷の状況、搬送先を伝える。

(4) 金品の紛失・盗難

ア. 紛失・盗難の予防

- a. 日頃から授業等を通して金銭感覚を醸成する指導を行う。
- b. 学級、全体指導を通して、貴重品や必要以上の金額を持たないように注意を喚起する。
- c. 学級、全体指導を通して、道徳性を高める。

イ. 紛失・盗難が発生した場合の対応

- a. 被害生徒からの事実の確認を行う（盗まれた物、気づいた時の状況など）。
- b. 警察届け出ることを原則とし、被害状況から判断し、届け出る場合には現場の保存に努める（被害届の提出については、生徒と保護者の意向を尊重する）。
- c. 被害の程度により、学級や全体指導を行う（事実を説明し、生徒間に不信感が生じないように配慮する）。
- d. 盗難行為実行者と思われる生徒への事情聴取は、人権やプライバシーの保護に配慮しながら慎重に行う。
- e. 盗難実行者が特定できた場合は、行為の重大さを認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。
- f. 被害生徒の保護者に事実と指導の状況を説明し、学校の指導への協力を依頼する。加害生徒の保護者に対して事実を伝え、謝罪等今後の対応について協議し、盗難行為の背景を共に考える。

2 学校管理面での安全管理

(1) 台風来襲時の対応

ア. 日頃の災害予防対策

- a. 教科の学習等で台風に対する意識を高め、台風時の的確な行動についての指導を行う。
- b. 日頃から学校周辺の通学路の安全点検を行う。
- c. 校内施設・設備の安全点検を定期的に行い必要な対策を行う。

イ. 接近中の対策

- a. 防災委員会の開催（生徒の事前指導、校内の安全対策について）。
- b. 休校の措置について校長が決定する。
- c. 生徒に対し、暴風警報発令時の臨時休校や警報解除後の出校、安全の確保について十分に事前指導を行った上で下校させる。

d. 農場部や環境・保健部を中心に強風、大雨等への対策を行う。

ウ. 警報解除後の対応

a. 農場部や環境・保健部を中心に被害状況の調査と授業再開に向けた復旧作業を行う。

b. 授業再開後、強風と雨がおさまったら、状況に応じて清掃を行う。

資料

1. 暴風警報解除に伴う生徒の出校について

ア. 午前7時までに解除された場合・・・通常通りの授業を行う。

イ. 午前8時までに解除された場合・・・2校時から授業を開始します。

ウ. 午前8時から正午までに解除された場合・・・解除から2時間後までに登校します。

エ. 正午以降に解除された場合・・・引き続き臨時休業にします。

※校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、校休の措置をとることができる

2. 職員の業務について(平成13年11月5日教県第2609号)

ア. 業務の停止措置について

業務の停止時期について、校長が次の二つの要件を満たすことにより判断する。

a. 当該区域が3時間以内に暴風域に入ることが予想されるとき。

b. 当該区域において、バスの運行が停止することが明らかかなとき。

イ. 業務の再開措置について

校長は、次の二つの要件のうちいずれかを満たしかつ台風による事故発生のおそれがなくなったと判断した場合は、停止した業務を速やかに再開するものとする。

a. 当該区域が暴風域外となったとき。

b. 当該区域においてバスの運行が再開されたとき。

なお、業務の再開時刻が勤務時間終了前3時間以内になる場合にあっては、業務を再開しなくてもよいものとする。

(2) 地震災害時の対応

ア. 平常時の災害予防対策

a. 本県でも地震は発生していることを生徒に周知させる。

b. マニュアルに基づいた防災体制、施設・設備の管理体制を確立する。

c. 避難訓練を実施し地震発生時に冷静に行動できるようにするとともに、危険箇所を把握し改善する。

d. 可燃物や混触発火の恐れのある薬品等が、転倒や落下しないように防止策を講じる。

イ. 発生時の対応

a. 授業中の場合、担当職員は揺れを感じたら、生徒に窓際から離れて机の下にもぐるように指示する。

b. 特別教室等で火気を使用している場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉める。

c. 揺れが収まったら、救護や避難活動の円滑な実施ができるように迅速に情報収集を行う。

d. 授業担当職員は、生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難経路の安全性等を確認する。

e. 授業担当以外の職員は、分担して各教室に急行し、授業担当職員から生徒の状況について確認する。避難場所（グラウンド）、避難経路の安全性を確認し、管理者に報告する。

- f. 授業担当以外の職員は、養護教諭と連携して状況に応じて生徒・職員に応急措置を行う。
- g. 揺れが収まり、避難場所、避難経路の安全性が確認できたとき、校内放送や職員を通して避難の指示を行う。
- h. 生徒や職員の負傷の程度によっては救急車の出動を要請し、養護教諭を中心に救護班を組織して対応する。

(3)津波災害時の対応

ア. 平常時の災害予防対策

- a. 津波の危険性（地震が近くで発生していないなくても襲来する恐れがある等）を生徒に周知させる。
- b. マニュアルに基づいた防災体制、施設・設備の管理体制を確立する。
- c. 避難訓練を実施し津波発生時に冷静に行動できるようにするとともに、危険箇所を把握し改善する。
- d. 標高の高い避難場所を日頃から認識させる手立てを講じる。

イ. 発生時の対応

- a. 授業中に大津波警報が発令され、津波の到達が直近の場合、各クラスごとに、迅速に避難場所であるカママ嶺公園へ移動するよう、校内放送や職員を通して、生徒及び職員に指示する。
- b. 授業中に大津波警報が発令され、津波の到達に時間を要する場合、迅速にグラウンドへ集合するよう、校内放送や職員を通して、生徒及び職員に指示し、人数確認後、規模に応じて避難場所を検討する。
- c. 実習中の場合、実習担当職員に連絡を取り、情報を伝えると共に、最適な避難方法を選択し避難する（海上に船舶でいる場合に沖へ避難する、第二農場における避難場所への誘導等）よう指示する。実習担当職員は、生徒を掌握し、避難場所へ誘導し、管理者に報告する。
- d. 授業担当以外の職員は、避難場所に急行し、授業担当職員から生徒の状況について確認し、管理者に報告する。
- e. 救護や避難活動の円滑な実施ができるように迅速に情報収集を行う。
- f. 生徒や職員の遭難の程度によっては救急車の出動を要請し、養護教諭を中心に救護班を組織して対応する。

大津波警報・津波警報・津波注意報^[2]

	発表基準	予想される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震(M8超)
大津波警報	10m < 予想高さ(予想高さ10m以上)	10m超	巨大
	5m < 予想高さ ≤ 10m(予想高さ5mより大きい(5mは含まない)10m未満)	10m	
	3m < 予想高さ ≤ 5m(予想高さ3mより大きい(3mは含まない)5m未満)	5m	
津波警報	1m < 予想高さ ≤ 3m(予想高さ1mより大きい(1mは含まない)3m未満)	3m	高い
津波注意報	0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m(予想高さ0.2m以上1m以下)	1m	(表記しない)

(4) 火災発生時の対応

ア. 平常時の災害予防対策

- a. マニュアルに基づいた防災体制や火災報知器、放水施設、消火器等の点検を定期的に行う。
- b. 防火訓練を行う（初期消火訓練、避難訓練）。
- c. 可燃物や混触発火の恐れのある薬品等の保管場所に施錠する。
- d. 火災発生時に持ち出す書類を確認しておく。

イ. 発生時の対応

- a. 火災発見者は、近くの職員に知らせるか非常ベルで火災発生を通報する。
- b. 職員は、消火器を持って現場に急行し、初期消火を行う。119番通報し出動要請を行う。
- c. 初期消火で消火出来なかった場合、校内放送により、生徒へ火災の発生を伝え、避難経路と避難場所（グラウンド）を指示し、避難させる。
- d. 避難場所では、生徒の点呼、確認、報告をする。
- e. 負傷者がいる場合、養護教諭を中心に処置を行い、負傷した生徒の氏名、負傷の状況、救急車での搬送先を確認する。
- f. 保護者へ連絡し、火災の発生、生徒の負傷の状況、搬送先を伝える。

(5) 不審者の侵入への対応

ア. 平常時の予防対策

- a. 誘導標識を設置して、外来者を玄関へ案内する。（「校内事故防止の為来校の際は事務室までご連絡下さい」）
- b. 外来者への声かけを行う。（「どちらにご用ですか」）
- c. 事務室窓口に来校者受付名簿を設置する。
- d. 正門、裏門周辺への看板の設置。
- e. 門扉は、閉鎖の状態にする。

○正門

- ・生徒の登下校は正門を利用する。
- ・登下校時は開き、校時中は閉める。車両の出入り後は速やかに閉める。

○裏門

- ・車両の出入り時以外は常時閉める。

- f. 登下校時および校時中は全職員で注意する。
- g. 正門、裏門、塀等の定期的な点検と補修を行う。
- h. 緊急時における安全確保の対策として、ケースごとにフローチャート等でマニュアルを作成する。
- i. 警察署に学校周辺のパトロールを要請する。

イ. 生徒の指導対応

- a. 登下校について。

○学校の行き帰りは、できるだけ友人と一緒にする。

○学校には正門から入る。

- b. 不審者に対して。

○変な人には近づかない。

○明らかに変な人なら、近くにいる先生か、近くの準備室にいる先生に連絡する。

○襲われそうになったり、襲われたら「助けて」と大きな声で叫ぶ。

○急いで110番通報を行う。

- ウ. 学校へ刃物等の凶器を持った者が乱入した場合の対応
 - a. 不審者周辺の生徒を避難させる。
 - b. 職員室にいる教頭へ通報する。
 - c. 近くにいる職員や近くの準備室の職員へ応援を要請する。
 - d. 職員・生徒で可能な限りの防御を行う。
 - e. 警察110番、消防119番（負傷者が出了した場合）への通報と不審者乱入の校内放送を行う。
 - f. 職員の現場への応援と現場の確認・状況の報告を行う。
 - g. 生徒を避難させ、養護教諭を中心に負傷者の応急措置を行う。
 - h. 負傷した生徒の保護者へ連絡する。
- エ. 不審者侵入の連絡を受けた場合の対応
 - a. 職員が声かけ等により不審者かどうか確認する。
 - b. 不審者と判断したら、周辺の生徒を避難させる。
 - c. 職員室にいる教頭へ連絡する。
 - d. 近くにいる職員や近くの準備室の職員へ応援を要請する。。
 - e. 職員の応援と現場の確認・状況の報告を行う。。
 - f. 必要に応じて、教頭が警察へ通報する。
 - g. 必要に応じて、校内放送により不審者の侵入を伝達する。
 - h. 職員は生徒の安全を確保する。
 - i. 授業中の場合、生徒を教室に留めて施錠する。
 - j. 休み時間の場合、担任は生徒を教室に入れて確認を行い施錠する。

（6）農薬・薬品の紛失・盗難への対応

- ア. 紛失・盗難の予防対策
 - a. 担当教師は、日頃から毒物、劇物に関する理解を深めておく。
 - b. 農薬・薬品の出し入れ後は常に施錠し、鍵はきちんと保管し、安全な管理に努める。
 - c. 農薬・薬品管理台帳を作成し、定期的に農薬・薬品使用状況と数量を定期的に点検する。
 - d. 生徒の実験後の薬品の点検を行う。
- イ. 発生時の対応
 - a. 紛失を確認した場合は、管理者に報告し速やかに全職員に連絡する。
 - b. 紛失・盗難が確認された場合は、現場を保存し、警察に通報する。
 - c. 管理者は、紛失した農薬・薬品の種類、数量によって水道水の飲用、プール使用等の禁止を検討し、必要と判断したら使用禁止の処置を行う。
 - d. 生徒への農薬・薬品の危険性を説明し、所持の確認と全職員による校内の点検と農薬・薬品の捜索を行う。
 - e. 管理者は、事件の概要を本庁に報告する。
 - f. 水道水、プールへの混入が予想される場合には、保健所、消防署に届け出る。

(7) 成績書類等の紛失・盗難への対応

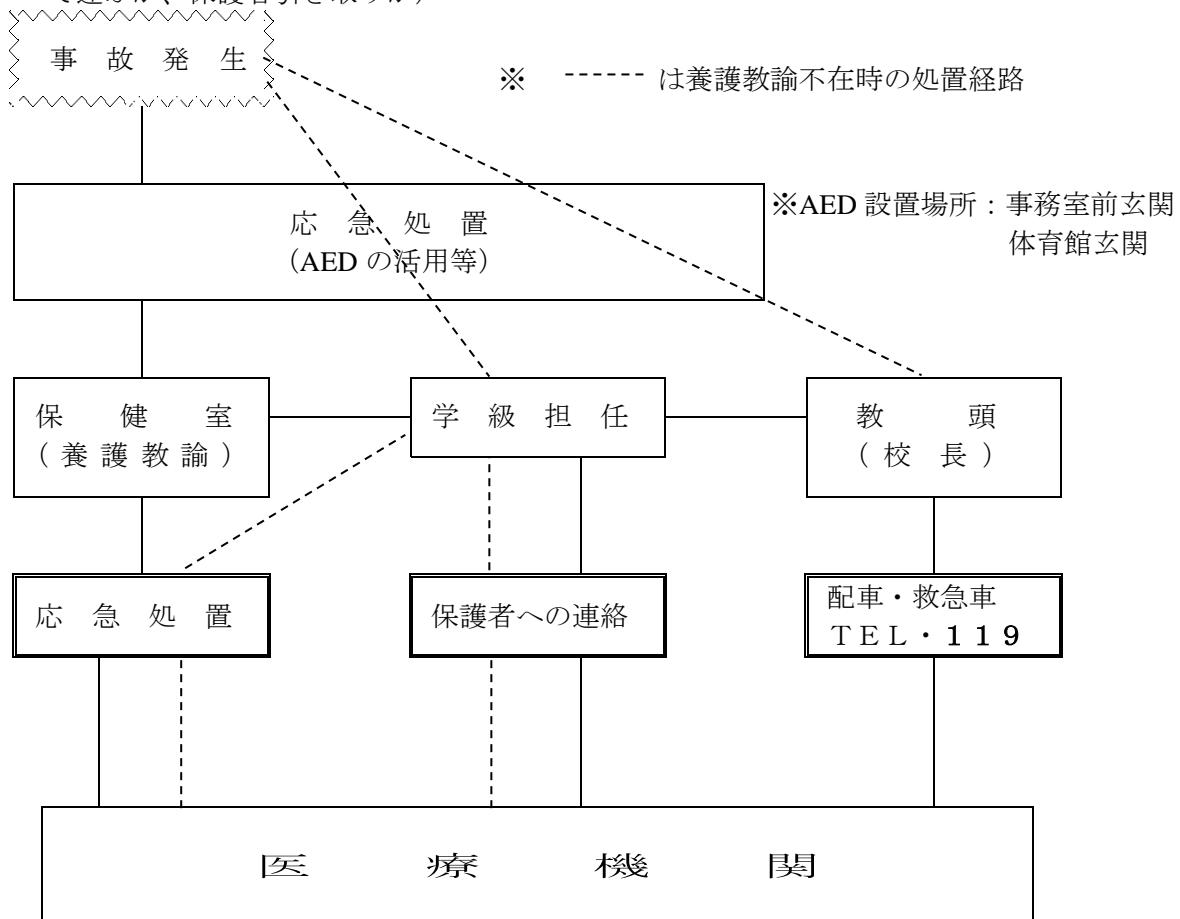
ア. 紛失・盗難の予防対策

- a. 学校諸表簿の保管や管理についての共通認識を職員全体で持つ。（指導要録、通知票等の諸表簿や生徒の個人情報に関する文書の取扱については細心の注意を払う）
 - b. 諸表簿は学校外に持ち出さない（日頃から、勤務時間内に業務の処理を行う）。
- イ. 紛失・盗難が発生した場合の対応
- a. 紛失を確認した場合、管理職に報告し、必要があれば警察に紛失・盗難届けを提出する。
 - b. 紛失・盗難が確認された場合は、現場を保存し、警察に通報する。
 - c. 管理職は、当該教諭から詳細な事実関係を聴取し、県立学校教育課へ報告する。
 - d. 生徒、保護者への事情説明を行う。
 - e. 管理職は県立学校教育課の指示を受け、紛失した書類に関する適切な処理を行う。

3 校内救急処置体制

1) 事故発生時の処置

下記経路で連絡を密にし、速やかな処置、適切な処置にあたる。（救急車を呼ぶか、学校で運ぶか、保護者引き取りか）



2) 移 送

(1) 生命に危険と判断される場合

心臓発作、転落事故(頭部外傷)、内臓破裂、広範囲の火傷、その他で生命に危険があると思われるときは、すみやかに救急車を要請する。

① 救急車への連絡

イ. 電話番号……… 1 1 9

ロ. 患者の状態……… [例] 転落、意識不明

ハ. 学校の電話番号及び連絡者氏名

② 同行者は医療機関到着後、学校と家庭へ連絡する。(臨機応変)

(2) 生命に危険はないが医療を必要とする場合

① 保護者に連絡をとり学校へ来てもらうか、病院で引き継ぐか相談する。(保険手帳の持参)

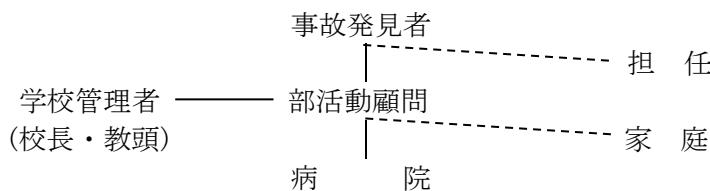
② 保護者へ連絡がとれない場合の治療費は後日支払いさせる。病院へその旨依頼する。

(3) 事後処置

事後報告………担任または関係職員は、予め学校長へ傷病の状態を報告する。

(4) 休日等の部活動における救急処置と連絡体制

(顧問は、部員にも確約する)



3) 保健室利用について

- ① 保健室は、応急処置、健康診断、健康相談および保健指導、保健活動の場として利用する。
- ② 保健室で休む時は、必ず養護教諭か担任の許可を得て休む。
- ③ 保健室へ送る時は、他の生徒を同伴させる。必要な時は担任がついてくる。
- ④ 緊急の場合以外は、来室理由を自分ではっきり言う。(保健室利用簿に記入する)
- ⑤ 緊急の場合以外は、できるだけ授業中はさけた方がよい。
- ⑥ 緊急の連絡先を可能な限り知らせておく。変更があるときは、その旨連絡する。(親が不在の場合は、隣家、親戚にも協力してもらう)
- ⑦ 担任と保健室との連絡は、「保健室連絡票」を利用する。
- ⑧ 家庭への連絡は、出来るだけ担任が行う。但し、緊急時、担任不在の時は養護教諭が行う。
- ⑨ 養護教諭は、いつでも居所を保健室に明示しておく。
- ⑩ 保健室で休養した場合、気分がよくなったら養護教諭に断ってから教室へ戻る。(自分勝手に帰らない)
- ⑪ 保健室から勝手に救急薬品、材料(包帯、リバテープ、湿布剤等)を持ち出さない。
- ⑫ 養護教諭不在時は、保健室は閉める。(カギは職員室のカギ置き場にあるので、必要に応じて授業時または現場に居合わせた職員で手当てる)

4) 日常の救急処置及び看護について

① 内科的なもの

- ・ 保健室へは必ず担任を通して送ること。(急病以外)

- ・保健室での休養は原則として1時間以内とする。
- ・学校では内服薬は与えない。
- ・保健室で休養させる場合は、連絡票によって学級担任または教科担任へ連絡する。

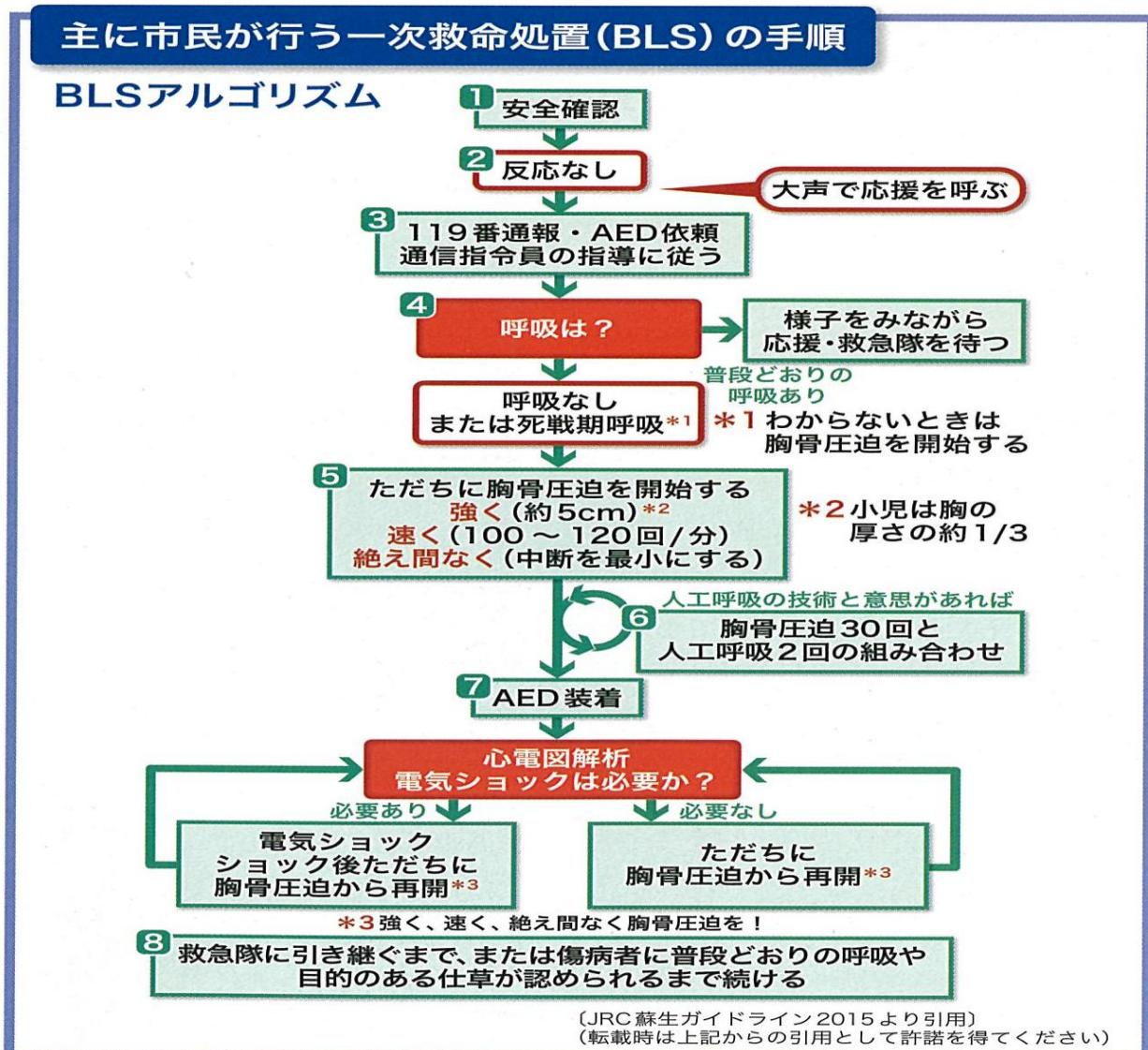
[早退]

- ・早退のときは、担任との連絡調整によって帰宅させ、不可能な場合は事後連絡する。
- ・1時間休養しても症状がとれない場合は早退させる。
- ・症状が軽く一人で帰す場合でも、家族が在宅かどうか確かめてから帰す。
- ・症状が重い場合は、家族へ連絡して迎えにきてもらう。
- ・伝染病の疑いで早退させる場合は、保健室からその旨の連絡票(受診のすすめ)をもたせる。
- ・体温が38℃以上は早退させる。それ以下でも一般状態が悪い時は早退させる。

② 外科的なもの

- ・保健室でのケガの処置は、原則として学校管理下の当日のけがのみとする。但し、学校事故の継続や校外での外傷は、随時、相談に応じる。

4 心肺蘇生法チャート



【死戦期呼吸】

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」(しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られる場合もありますが、これは正常な呼吸ではありません。

救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する必要があります。

救急車を手配するために119番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からぬ場合は、119番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにします。

5 AEDの使い方

①AEDを持ってくる。

事故者の意識がないことを確認したら、近くにいる人にAEDを取りに行くよう依頼する。

本校のAED設置場所は

- i 事務室前の玄関
- ii 体育館の玄関

AEDが到着したら・・・



②電源ON！

AEDの電源を入れる。

AEDの種類によってはふたを開けると電源が入るものがある。

あとは音声の指示に従って操作する・・・



②パッド（電極）の装着

衣服をはだけ、何もつけていない胸にパッド（電極）を貼り付ける。

貼り付ける場所は、パッドに絵が描いてあるが、心臓を挟むような位置に貼り付ける。

胸に金属・水分（汗など）があると、効果が低くなる場合があるので除去する。



③コネクターを挿し、パッドと機械をつなぐ。

（機械によっては、最初からつながっているものもある）
機械が心臓の波形（心電図）を読み取る。

④パッドと機械がつながると、自動的に解析（心電図の読み取り）が始まり、除細動が必要な心電図ならば『除細動が必要です』のメッセージが流れるとともに充電を開始する。

この際には、誤作動を防ぐため、ならびに除細動を行う際に、感電することを防ぐため、自分の周りすべての人が患者に触ってないことを確認する。



⑤『ショックが必要です』のメッセージがあれば・・・

もう一度、誰も患者に触れていないことを確認する。
「離れてください」
「わたし（機械を操作する人）」
「あなた（心肺蘇生を行っている人）」
「まわり（他の人すべて）よし！」



⑥除細動（点滅するボタンを押す）

除細動の準備が整ったら、点滅するボタンがあるので、それを押すと除細動がなされる。

除細動が完了すると「ただちに胸骨圧迫を開始してください」などのメッセージが流れるので、これに従ってただちに胸骨圧迫を開始する。

心肺蘇生を再開して2分ほど経ったら、除細動後は再度解析が始まるので、患者には触らない。



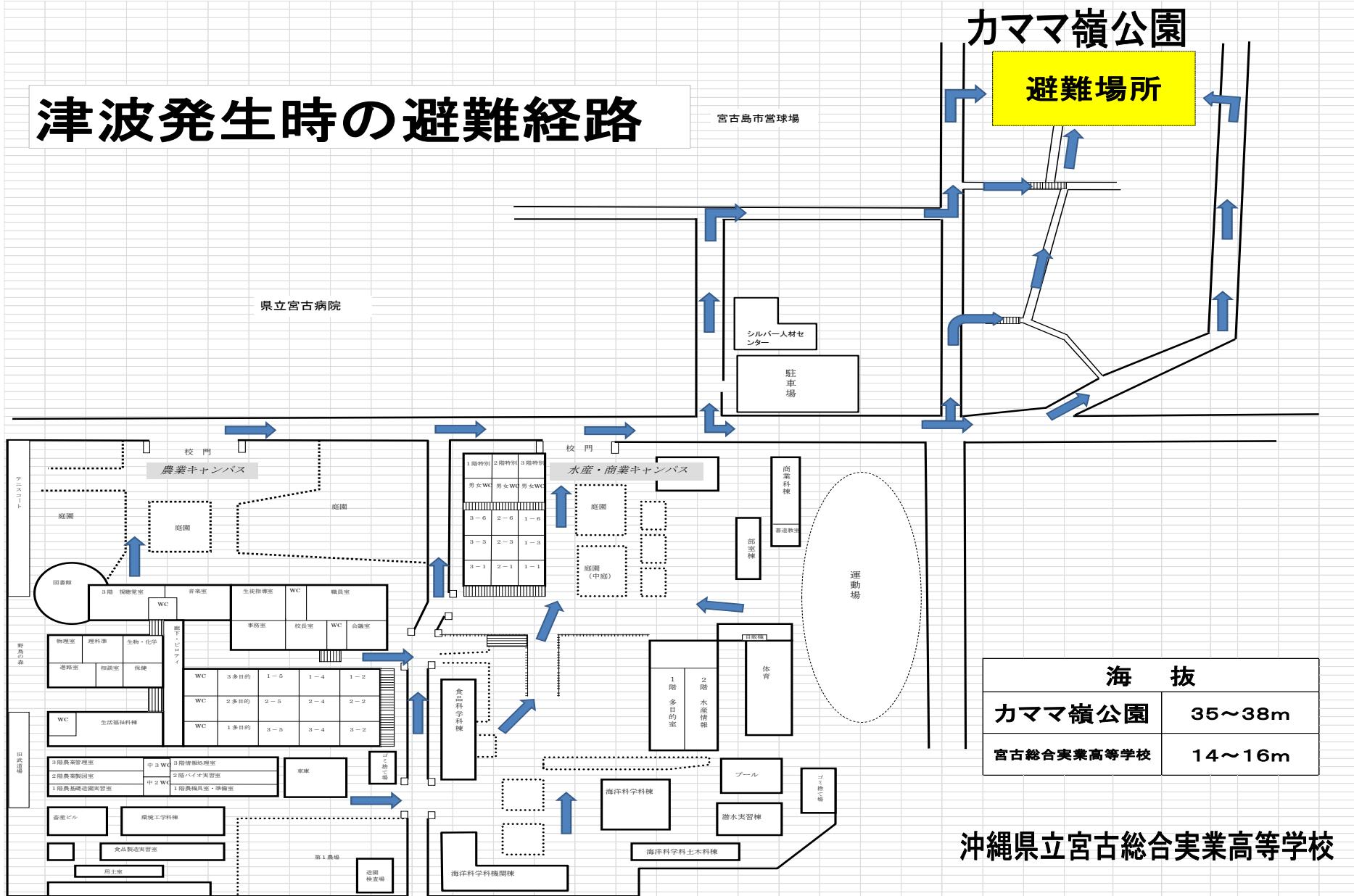
再度『ショックが必要です』のメッセージが流れたら、再度誰も触っていないことを確認してから、除細動を行う。

『ショックは不要です。ただちに胸骨圧迫を開始してください』とメッセージが流れたら、これに従ってただちに胸骨圧迫を開始する。

いろいろな
AED

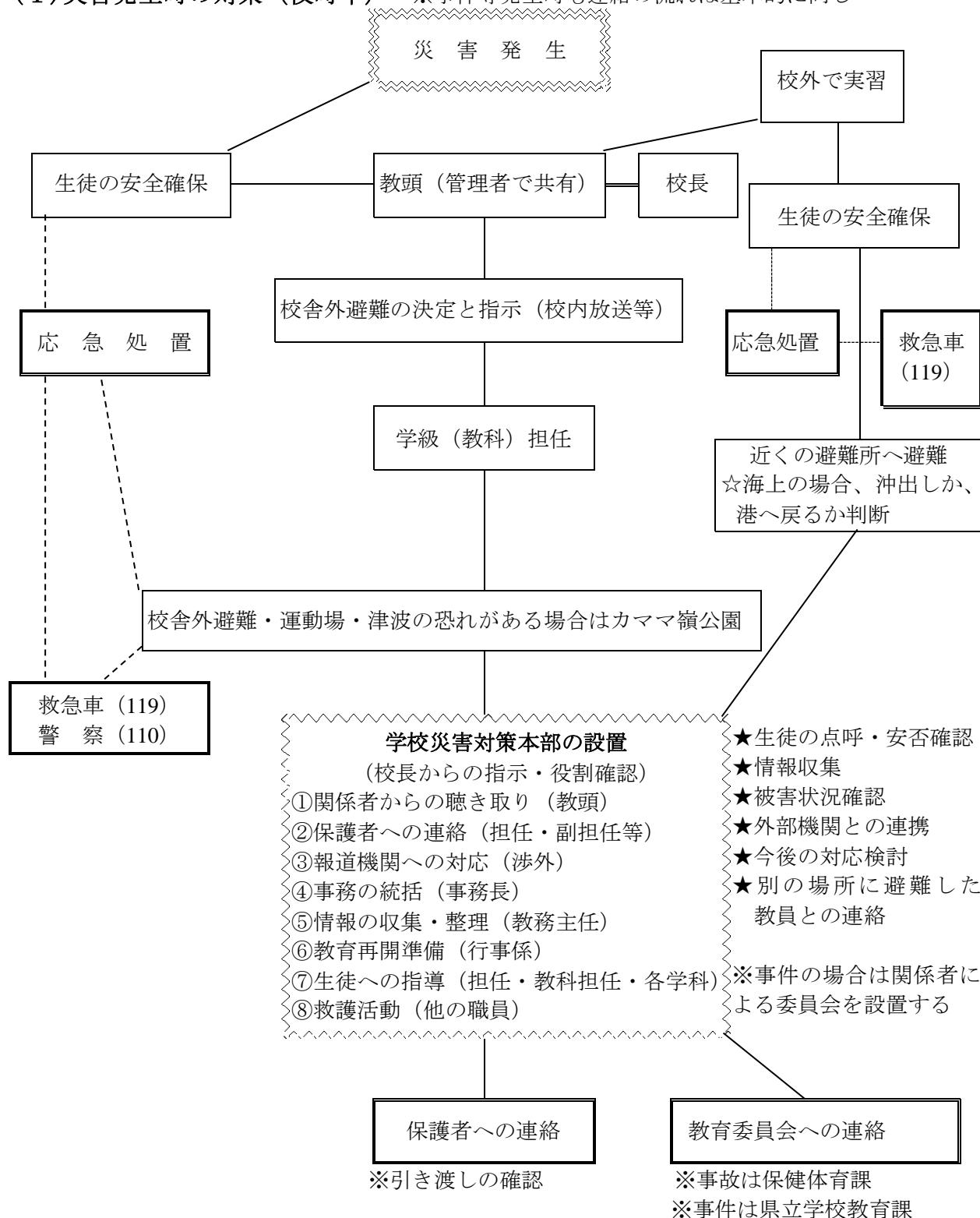


津波発生時の避難経路



7 緊急避難体制

(1) 災害発生時の対策 (校時中) ※事件等発生時も連絡の流れは基本的に同じ



(2) 災害発生時の対策 (登下校時)

- ①生徒は自分で判断し、安全な場所へ避難する。
- ②職員は安全を確保した後、生徒の安全を確認し、学校へ連絡する。
- ③学校災害対策本部を設置し、今後の対応を検討する。

8 緊急避難時の生徒の帰宅

(1) 生徒の掌握

①担任または教科担任が生徒の現在数を確認する。

②教頭へ報告する。

(2) 保護者への連絡

①各自の携帯電話等を使って保護者へ連絡する。

②迎えに来られる保護者と来られない保護者を掌握する。

③保護者が学校に到着した生徒から帰宅させる。

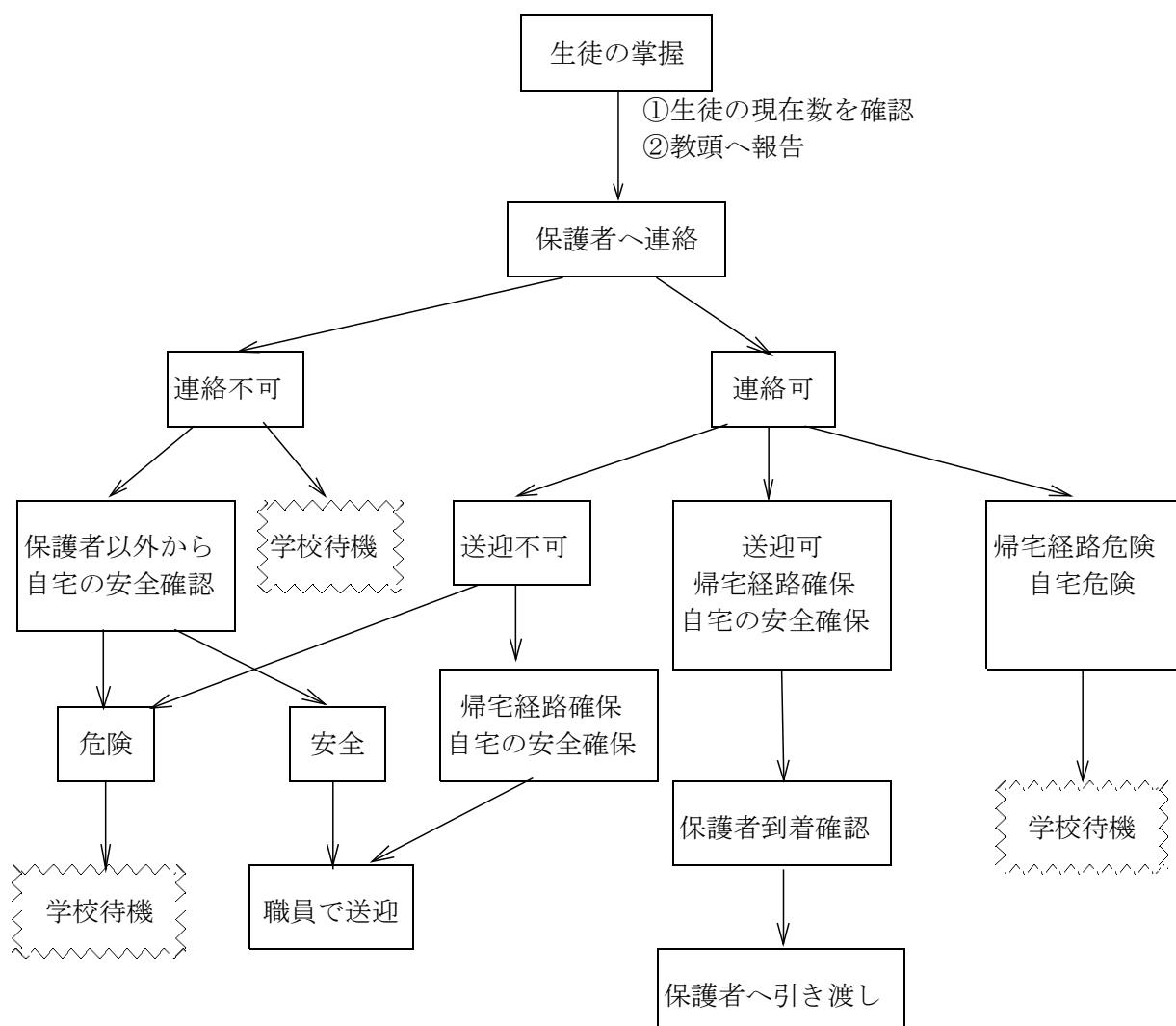
(3) 保護者と連絡が付かない生徒について

①連絡が付くまで学校に待機させる。

②連絡が付いた時点で、迎えが可能か否か確認する。

(4) 安全な帰宅が保証できない生徒について

①学校に待機させる。



9 学校事故対策

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動、部活動、学校行事、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

学校生活の安全管理を効果的なものにするには、まず、安全管理の観点と方法を適切に定める必要がある。観点と方法の設定には、全国、地域、あるいは各学校における過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態を踏まえなければならない。さらに、観点や方法について職員の共通理解を図る必要がある。

（1）学校生活の安全管理の方法

① 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握

自校における事故の発生状況及びその原因・関連要因等を確実に把握するためには、「運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査」、「学級日誌、委員会活動及びクラブ・部活動等の記録」、「健康観察や保健室来室状況等の記録」、「職員による行動観察などの情報の活用」等がある。

国内等の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例などを活用する。以上のような情報は、校内は当然のこと、地域の学校間においても積極的に交換されることが必要である。

② 行動や場所の規制

行動や場所の規制は、休憩時間やクラブ・部活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても有効であるように、具体的で明確でなければならない。例えば、出入りを禁止する場合は、その場所を明示するとともに、容易には立ち入ることができないような措置を講じる必要がある。そのためには、まず、規制について職員が共通理解し、協力体制を確立し指導する必要がある。

③ 情緒の安定及び良好な健康状態の把握

情緒の不安が認められたときには、気分転換やリラクゼーションにより情緒の安定を促す。また、情緒の安定に関する学習を充実させることは当然のこと、日常的にも、児童生徒等の理解に努めたり、生活習慣の形成に力を入れる。相談活動やカウンセリング体制の整備、美化活動などの環境整備も情緒の安定を促すと期待される。特に障害のある児童生徒等においては、情緒の安定のためには、保護者との連絡・連携が特に重要である。

④ 安全管理と安全指導との関連

学校生活における安全管理は、指示的・規制的姿勢は必要であるが、あまりに偏ると、思春期以降には逆効果になる場合も少なくない。規制やきまりについては、規範意識の形成のために遵守させるべき対象ととらえるばかりでなく、児童生徒等が安全を重視した意志決定や行動選択を行うための環境整備の一つであるとみなすことができる。したがって、児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切である。また、学校生活における安全管理の効果を高めるためには、職員と児童生徒等との人間関係及び児童生徒等相互の人間関係において信頼が不可欠である。なお、児童生徒等の中には、危険な行動をとったり、怪我をしやすい者も認められる。こうした児童生徒等に対しては、多面的な理解、個別的な指導など、発達段階も考慮した働きかけを行うことが大切である。

(2) 学校生活の安全管理の対象

① 休憩時間

休憩時間等の安全管理は、始業時の特定時間、業間の休憩時間、昼の休憩時間、放課後などがその対象となる。このような時間には、児童生徒等は開放感から、とかく無意識のうちに危険な行動に入る場合があり、事故の発生も多く、児童生徒等間の暴力やいざこざ等が起こることも考えられる。したがって、始業前の特定時間、業間の休憩時間、昼の休憩時間、放課後等のそれぞれ時間の特性に応じて、次の観点から安全点検を行い、必要な措置を講ずるようにする。

ア 校舎内で活動している場合

- (ア) 屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか。
- (イ) 校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。
- (ウ) ひさしや天窓に乘ったり、窓から不用意に体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。

イ 運動場、体育館等で活動している場合

- (ア) 運動や遊びをしている者と他の者との間に危険はないか。
- (イ) 運動や遊びの種類と場所に危険はないか。
- (ウ) 休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか。
- (エ) 人目につきにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。
- (オ) 新しく児童生徒等の間に流行している遊びで安全上の問題はないか。

ウ 運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合

- (ア) 遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか。
- (イ) 利用の仕方に無理はないか。
- (ウ) 利用している者の行動に危険はないか。
- (エ) 固定施設の近くにいる者に危険はないか。

② 各教科等の学習時間

各教科等の学習時、特に、理科、図工、美術、技術・家庭科、体育科、保健体育及び高等学校の専門教育での実験、実習、実技等における事故は少なくない。また、総合的な学習の時間では、校外で活動するなど不慣れな場所に出かけることも想定されるので、安全への一層の配慮が必要となる。各教科等での安全管理では、学習中は当然のこと、学習前から心身状態等の把握に努める。また、怪我の可能性が高い児童生徒等に対しては、個別的に配慮する。校外での活動に際しては、事前の調査等が不可欠である。

これらの教科に共通して留意すべき事項としては、次の点が挙げられる。

ア 始業前や各教科等の指導前に、児童生徒等の心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか。

イ 施設、用具、教材・教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解され、利用の仕方に危険はないか。

ウ 情緒不安傾向の児童生徒等、特に、注意を要する者に対する適切な個別的配慮がなされているか。

これらの基本的な共通点に留意して、それぞれの教科の特性、児童生徒等の実態に応じた具体的な観点を作成して、安全管理の万全を図る必要がある。

③ クラブ活動・部活動、学校行事等の活動時

クラブ活動・部活動等の活動は、児童生徒等が自主的に行う、学年や学校全体など集団で行う、校外で行うなどの特徴を有する。また、これらの活動は、場所、活動状況等が極めて多岐にわたる。よって、多様な状況に応じた安全管理が必要となるため、慎重な安全管理の配慮が必要である。このために共通した観点を次に挙げる。

- ア 参加する人員は完全に確認されているか。
- イ 異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険がないか。
- ウ 場所、時刻、時間帯に無理や危険はないか。また、用具や使用施設・設備の安全の状態が確認されているか。
- エ 参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか。
- オ 活動をしている者同士の間に危険はないか。

このような基本的な共通点を押さえながら、各活動内容に沿って、具体的な観点を設定し、児童生徒等の自己管理と併せて、効果的な安全管理を進めていくことが重要である。

④ 学校給食の時間

学校給食では、調理室からの食かん等の受け渡し時、運搬時、配膳時等の様々な段階がある。学校給食の食事の運搬や配膳などに際して、時として事故を招くことがある。このため、特に次のような観点に留意した安全管理が必要となる。

- ア 学校給食の調理室の窓口前に危険はないか。また、食かん、食器等の受け渡しやコンテナの移動の際に危険はないか。
- イ 食事を運搬する途中の運搬・人数等の方法、運搬する通路などに危険はないか。
- ウ 食事を配膳する時の取扱いに危険はないか。

⑤ 清掃活動等作業時

日常の清掃、大掃除、学校環境緑化活動、その他の作業活動時においても、用具の扱い方、危険な行動などが原因で事故が発生することがある。このため、次のような観点に留意して、安全管理に当たることが大切である。

- ア 道具や用具が正しく安全に利用され、また作業時等の服装が適切であるか。
- イ 肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか。
- ウ 作業している場所及びその周辺に危険はないか。
- エ 作業している者と他の者との間に危険はないか。

(3) 学校及び学校外での事故報告（緊急第一報）

① 事故発生時における緊急連絡体制

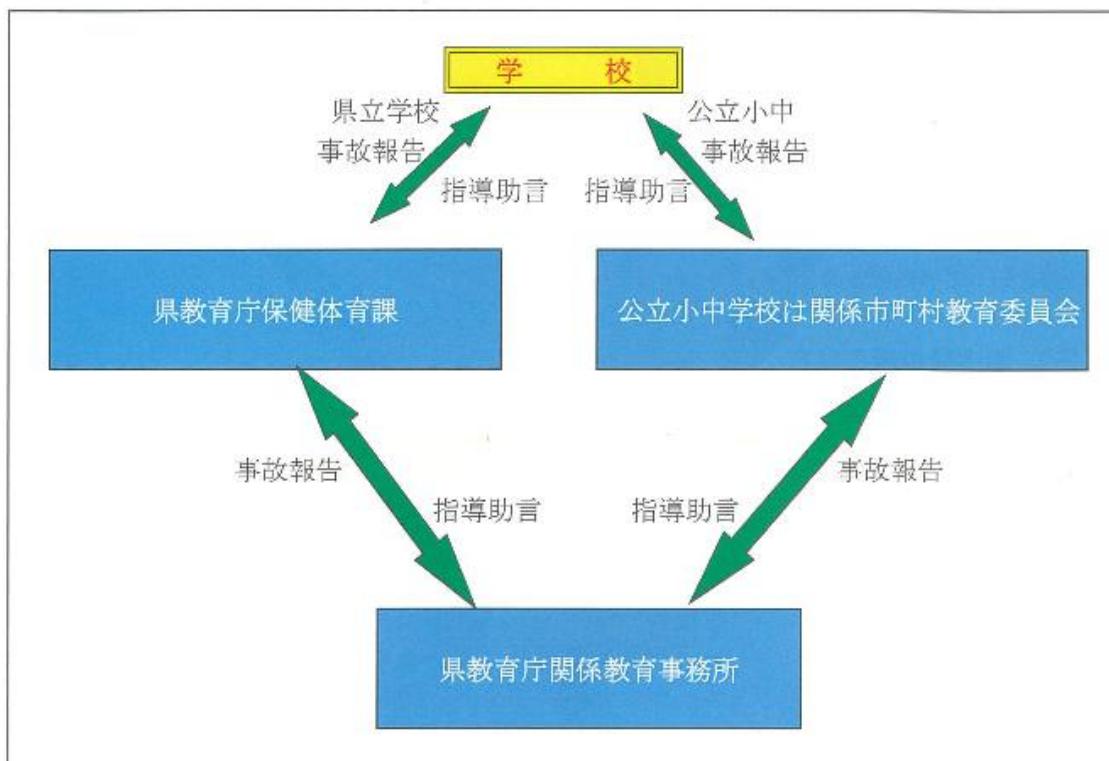
学校内外において、事故が発生した場合には、児童生徒等の安全確保や通報等、必要な措置を行うとともに、速やかに適切な応急手当を行わなければならない。応急手当が適切に行われるためには、学校全体の救急及び緊急連絡体制の確立が必要である。また、事故への初期対応と関係機関等との連携、保護者への説明責任と誠意ある対応が重要である。

学校内で事故が発生した場合は、原則として、その場に居合わせた職員が速やかに応急手当を施し必要に応じて救急車等を要請する。また、直ちに養護教諭や他の職員への応援を求め、児童生徒等の安全確保に努める。また、早急に保護者、教育委員会等へ事故の報告を行う。

② 緊急連絡報告様式での報告

学校内外で事故が発生した場合、県立学校は、速やかに県教育庁保健体育課へ電話にて事故報告を行い、その後、緊急連絡第一報を作成し提出する。公立小中学校においては、関係市町村教育委員会へ電話にて事故報告を行い、その後、緊急連絡第一報を作成し関係市町村へ提出する。関係市町村教育委員会は関係教育事務所へ、関係教育事務所は県教育庁保健体育課へ報告することになっている。

緊急連絡報告様式（P31 の様式）に従い、時系列で記入し、事前指導や事後指導等について明確に記入し作成すること。（下図参照）



③ 児童生徒等や保護者等への誠意ある対応

学校の教育活動や学校生活面において、職員は児童生徒等の安全を確保し、危険性の予知や安全への配慮等、常に最善を尽くすことが求められている。安全管理や安全教育を計画的に実践しているにもかかわらず、事故は発生してしまう。しかし、その際、学級担任や関係職員は、児童生徒等の安全を最優先し、救護に努めることが重要である。事故に至るまでの要因等を的確に把握した上で、必要に応じて児童生徒等や保護者に対して誠意ある対応を行うことも重要である。

10 热中症予防対策

ヒートアイランド現象や地球温暖化による影響のひとつとして、熱ストレスの増大が指摘されている。一般環境における熱ストレスの増大は、日常生活における熱中症発症のリスクを高める。

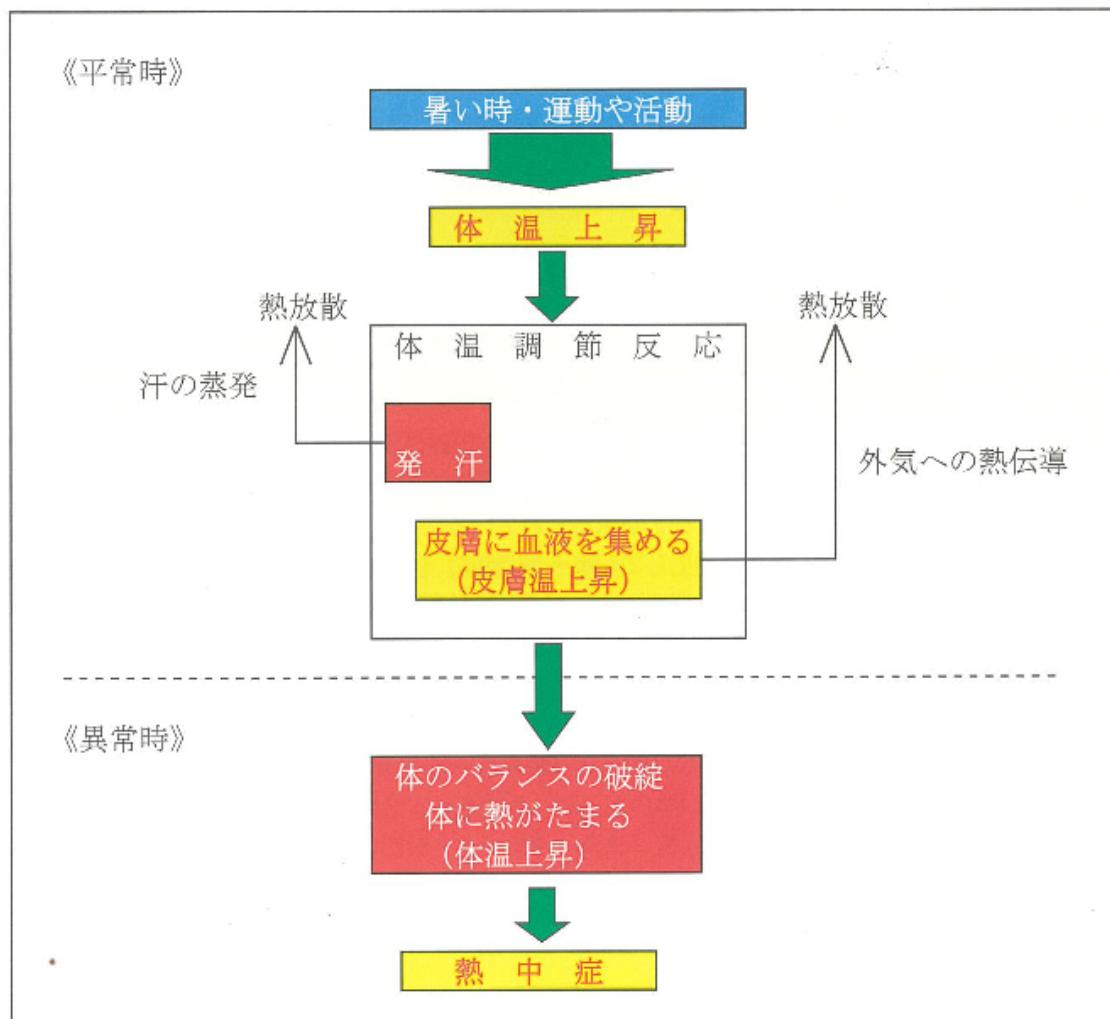
従来、熱中症は、多くは高温環境下での労働や運動活動で発生していたが、最近では日常生活においても発生が増加していると言われている。また、体温調節機能が低下している高齢者や、体温調節機能がまだ十分に発達していない小児・幼児は、成人よりも熱中症のリスクが高く、更に注意が必要である。

熱中症の症状は一様ではなく、症状が重くなると生命へ危険が及ぶこともある。しかし、適切な予防法を知つていれば、熱中症を防ぐことができる。

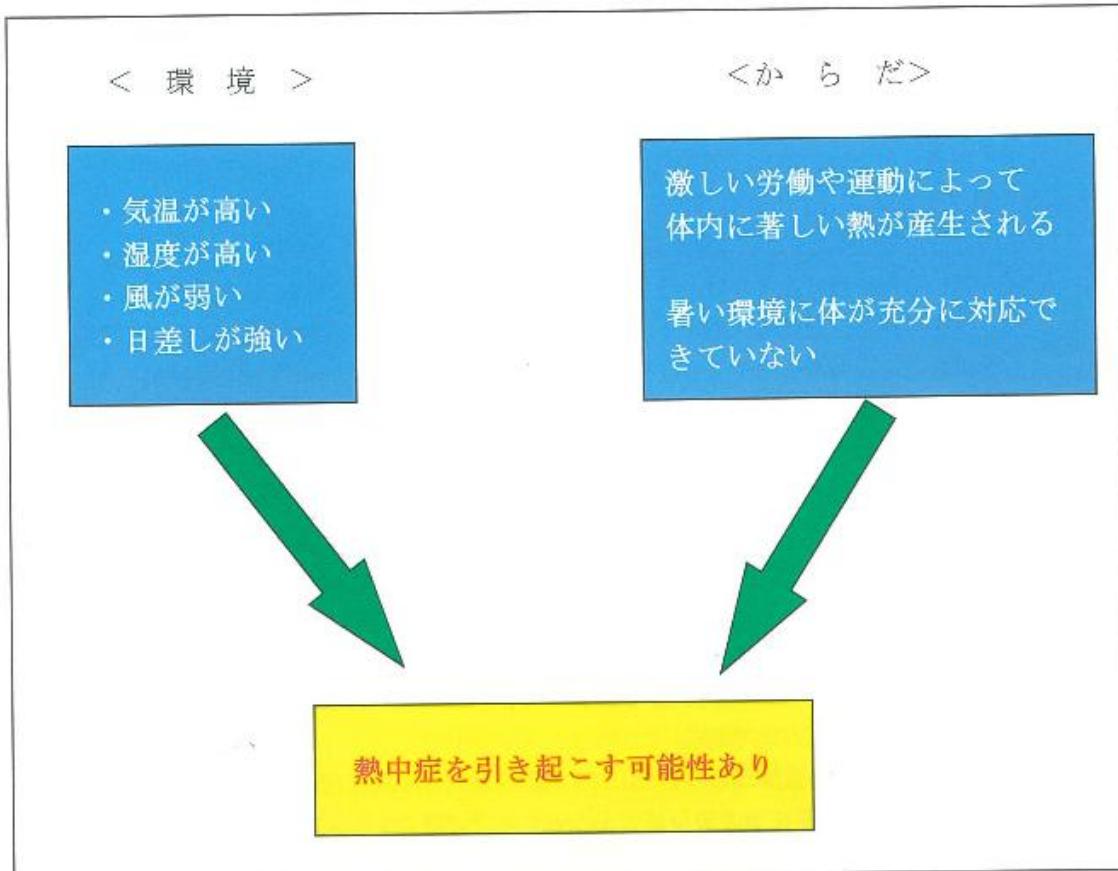
(1) 热中症とは何か

高温環境下で、体内的水分や塩素（ナトリウム）のバランスが崩れたり、体内的調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称である。主な症状としては、めまい、頭痛、嘔吐等がある。重度の場合、死に至る可能性のある病態である。予防法を知つていれば防ぐことができ、応急処置を知つていれば救命できる。

(2) 热中症の起り方



(3) 热中症を引き起こす条件



(4) どのような場所、どのような人がなりやすいのか

高温、多湿、風が弱い、輻射源（熱を発する物）があるなどの環境では、体から外気への熱放散が減少し、汗の蒸発も不十分となり、熱中症が発生しやすくなる。

具体例として、工事現場、運動場、体育館、一般の家庭の風呂場、機密性の高いビルやマンションの最上階等。

【どのような人がなりやすいか】	水分減少率 (体重に占める割合)	主な症状
・脱水状態にある人	2 %	喉の渇き
・高齢者、小児・幼児	3 %	強い渴き、ほんやり
・肥満の人		食欲不振
・過度の衣服を着ている人	4 %	皮膚の紅潮、イライラ、体温上昇、疲労感
・普段から運動をしていない人		尿量減少と濃縮
・暑さになれていない人	5 %	頭痛、熱にうだる
・病気や体調の悪い人	8 ~ 10 %	身体動搖、痙攣

(5) 熱中症と疑われる時には何をすべきか

熱中症と疑われる時には、死に直面した緊急事態であることをまず認識しなければならない。重症の場合は救急隊を呼ぶことはもとより、現場すぐに体を冷やし始めが必要である。したがって、以下の事に留意する。

① 涼しい環境への避難

ア 風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などへ避難させる。

② 脱衣と冷却

ア 衣服を脱がせ、体から熱の放散を助ける。

イ 露出した皮膚に水をかけ、うちわや扇風機等でより体を冷やす。

ウ 氷等で頸部、腋窩部（脇の下）、鼠径部（大腿の付け根、股関節部）に当てて皮膚の直下を流れている血液を冷やすことも有効である。

エ 深部体温で40°Cを超える全身痙攣（全身をひきつける）、血液凝固障害（血液が固まらない）などの症状も現れる。

オ 体温の冷却はできるだけ早く行う必要がある。重傷者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げるができるのかにかかっている。

カ 救急隊を要請したとしても、救急隊の到着前から冷却を開始することが求められている。

③ 水分・塩分の補給

ア 冷たい飲み物は胃の表面で熱を奪います。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適である。食塩水（1ℓに1～2gの食塩）も有効である。

イ 応答が明瞭で、意識がはっきりしているなら、水分の経口摂取は可能である。

ウ 「呼び掛けや刺激に対する反応がおかしい」、「応えない」（意識障害がある）時には誤つて水分が気道に流れ込む可能性がある。また、「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状は、すでに胃腸の働きが鈍っている証拠である。これらの場合には、経口で水分を入れるのは禁物である。

④ 医療関係へ連ぶ

ア 自力で水分の摂取ができない時は、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処方法である。

イ 実際に、救急搬送される熱中症の半数以上がⅡ度（頭痛、気分不快、吐き気、嘔吐、虚脱感、倦怠感）やⅢ度（意識障害、痙攣、手足の運動障害）で、医療機関での輸液（静脈注射による水分の投与）や厳重な管理（血圧や尿量のモニタリング等）が必要となる。



(6) 热中症を防ぐためには

热中症は生命にかかわる病気ですが、予防法を知つていれば防ぐことができる。热中症を防ぐためには、日常生活における注意が基本となる。

① 日常生活での注意事項

ア 暑さを避ける。

・日陰を選んで歩く、野外での活動時はテントを張り汗を出す、朝のうちに打ち水をする、ブラインドやすだれを設置する、日傘をさす、帽子をかぶる、扇風機や空調（エアコン）を使う等が挙げられる。

イ 服装を工夫する。

・皮膚表面まで気流が届き、汗を吸って表面から蒸発させることができるもののが理想である。太陽光の下では、輻射熱を吸収して熱くなる黒色系の素材は避けたほうが良い。また、首周りをネクタイや襟で締めると、前胸部の熱気や汗が出にくくなり不快感を感じるので襟元はなるべく緩めておく必要がある。

ウ こまめに水分を補給する。

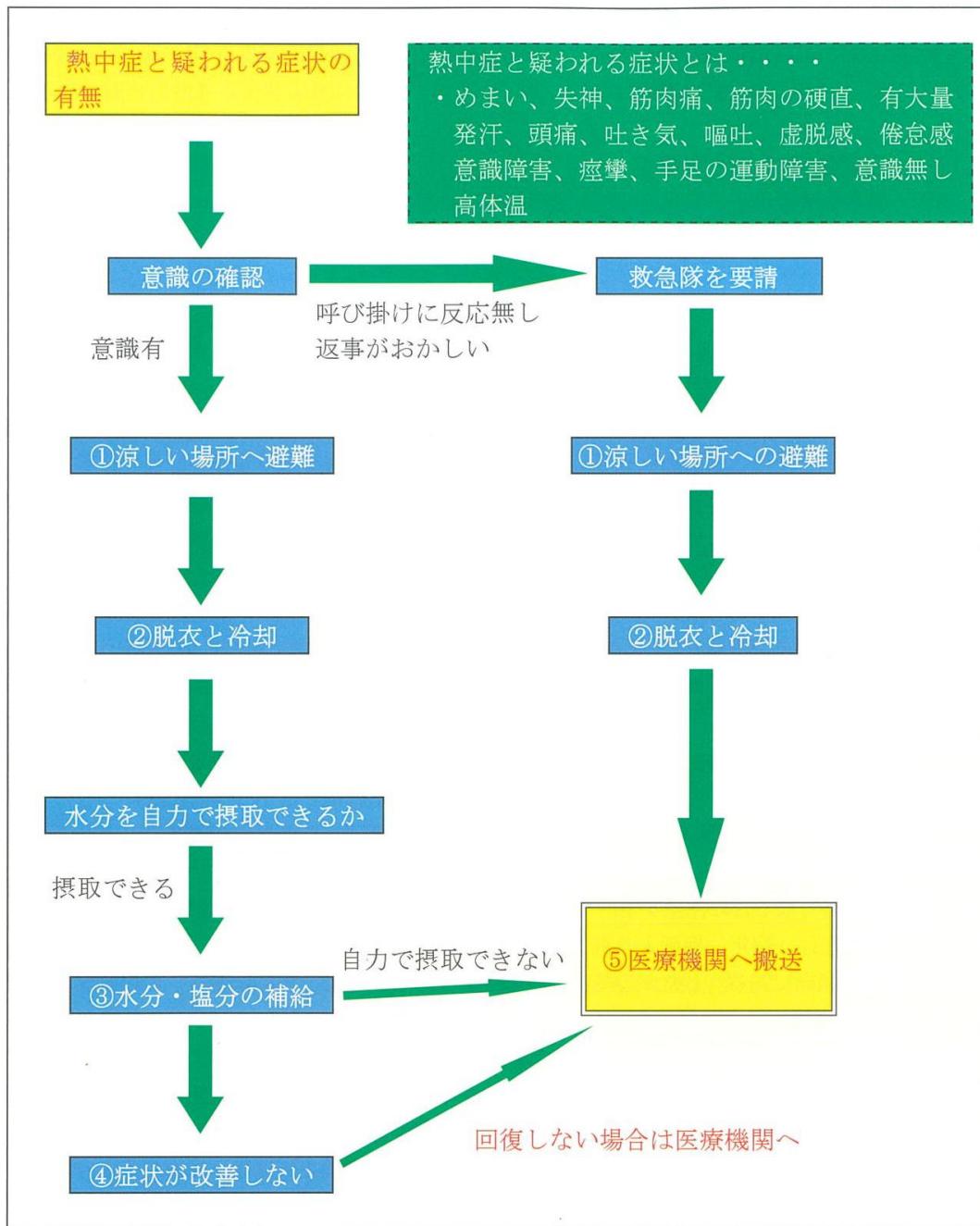
・「水分を摂り過ぎると、汗をかき過ぎたり体がバテてしまうので良くない」と言うのは間違った考え方である。体温を下げるためには、汗が皮膚表面で蒸発して身体から気化熱を奪うことができるよう、しっかりと汗をかくことがとても重要である。汗の原料は、血液中の水分や塩分ですから、体温調節のために備えるには、汗で失った水分や塩分を適切に補給する必要がある。また、人間は、軽い脱水状態のときは、喉の渴きを感じないときがあるので喉が渴く前あるいは、暑い所に出る前から水分を補給しておくことが大切である。

エ 急に暑くなる日に注意する。

・热中症は、例年、梅雨入り前5月頃から発生し、梅雨明けの7月下旬から8月上旬に多発する傾向にある。したがって、上手に発汗できるようになるには暑さへの慣れが必要である。暑い環境での運動や作業を始めてから3日～4日経つと、汗をかくための自律神経の反応が早くなって、体温上昇を防ぐのが上手になってくる。さらに、3～4週間経つと、汗に無駄な塩分を出さないようにするホルモンが出て、熱痙攣や塩分欠乏によるその他の症状が生じるのを防ぐ。このようなことから、急に暑くなつた日に屋外で過ごした人や、久しぶりに暑い環境で活動した人は、热中症になりやすいので暑さには徐々に慣れるように工夫する必要がある。

オ 暑さに備えた体づくりをする。

・热中症は梅雨の合間に突然気温が上がつた日や梅雨明けの蒸し暑い日によく起こる。このような時体はまだ暑さに慣れていないので熱中症が起つりやすい。暑い日が続くと、体が次第に暑さに慣れて（暑熱順化）、暑さに強くなる。暑熱順化は、日常運動をすることによっても獲得できる。運動の強さ・時間・頻度や環境条件に影響されるが、暑熱順化は運動開始数日後から起つり、2週間程度で完成すると言われている。そのため、日頃からウォーキング等で汗をかく習慣を身につけて暑熱順化していれば、夏の暑さにも対抗しやすくなり、热中症にもかかりにくくなる。



カ 個人の条件を考慮する。

・暑さに対して最も重要な働きをする汗は、血液中の水分と塩分から作られる。脱水状態や食事抜きの状態のまま暑い環境に行くことは、絶対に避けなければならない。活動後には、体温を効果的に下げるためには、充分な睡眠、涼しい環境でなるべく安静に過ごすことが大切である。風邪等で発熱している人、下痢等で脱水状態の人、肥満の人、小児や高齢者、心肺機能や肝機能が低下している人、自律神経や循環機能に影響を与える薬物を使用している人は、熱中症に陥りやすいので、暑い場所での運動や作業の負荷を軽減する必要がある。

キ 集団活動の場ではお互いに配慮する。

・責任の所在を明確にし、監督者を配置する、休憩場所を確保する、暑さや身体活動の強度に合わせて計画的に球形を指示する、個人の休調を観察する、休調不良を気軽に相談できる雰囲気を作る、休調不良は正直に申告する等が上げられる。

② 運動時の注意事項

ア 環境条件を把握する。

・環境条件の指針は、気温、湿度、輻射熱を合わせたWBGTが望ましいが、気温が比較的低い場合には湿球温度を、気温が比較的高い場合には乾球温度（気温）を参考に環境条件を把握することも大切である。（下図参照）

・気象台から発表される「高温注意報」に十分気をつける。

熱中症予防のための運動指針				
WBGT (°C)	湿球温 (°C)	乾球温 (°C)	運動は原則中止	特別の場合以外は中止
31	27	35	厳重警戒	激運動・持久力は避け積極的に休憩をとり水分補給する、体力の無い者、暑さに慣れていない者は運動中止
			激運動中止	
28	24	31	警戒	積極的に休憩をとり、水分補給。激しい運動では30分おきぐらいに休憩
			積極的休憩	
25	21	28	注意	死亡事故が発生する可能性有り、熱中症の兆候に注意、運動の合間に水分補給
			積極的水分補給	
21	18	24	ほぼ安全 適宜水分補給	通常は熱中症の危険は小さいが適宜水分補給を行う

（日本体育協会 1994 より抜粋）

※WBGT（暑さ指数）……環境条件として気温、湿度、輻射熱の4要素の組み合わせによる温熱環境を総合的に評価した指標

※湿球温……空気と水蒸気の混合した物理的な特徴を示す温度の一種

※乾球温……いわゆる空気の温度のこと

イ 状況に応じた水分補給を行う。

・日常生活において、最適の水分摂取量を決定する最も良い方法は、運動の前後に体重を測定することである。運動前後で体重が減少した場合、水分喪失による体重減少と考えられるので、同量程度の水を飲んで体内の水分量を調節することが必要である。長時間の運動で汗をたくさんかく場合は、塩分の補給も必要である。0.1～0.2%程度の食塩水（1ℓの水に1～2gの食塩）が適当である。（飲料の場合、ナトリウム量は100mℓあたり40～80mgが適当）

ウ 暑さに徐々に慣らすこと。

・熱中症は、急に暑くなる7月下旬から8月上旬に集中している。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生することもある。これは、体が熱さに慣れていないため急に暑くなつたときには運動等を軽くして、徐々に慣らしていくことが大切である。

エ 個人の条件や体調を考慮すること。

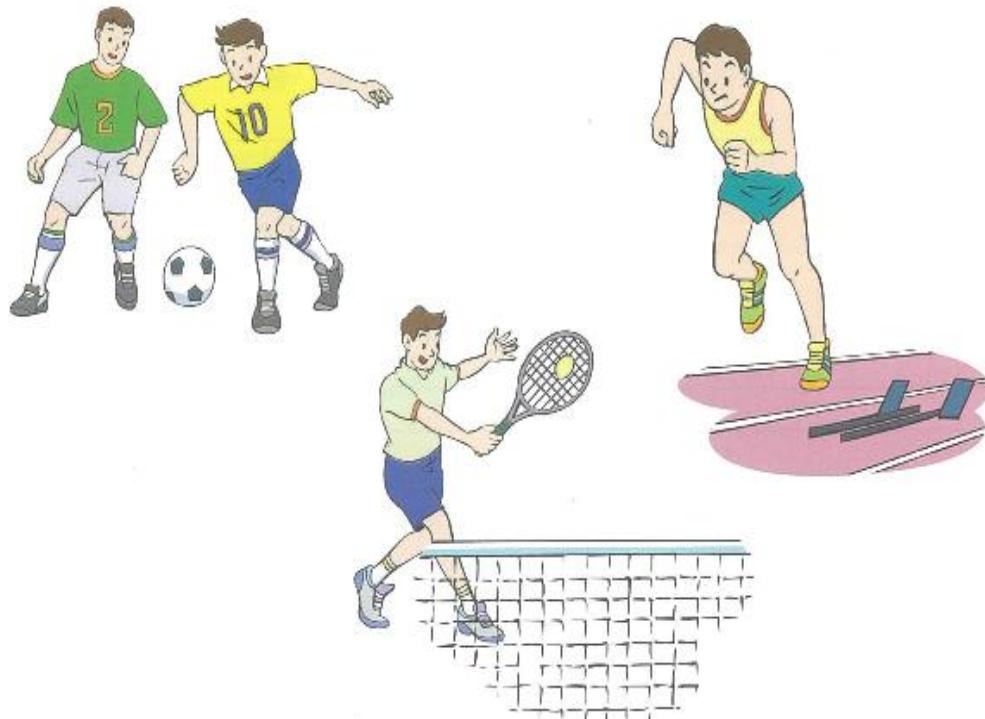
・体力の無い人、肥満の人、暑さに慣れていない人は熱中症を起こしやすいので、運動等の軽減を考慮したほうが良い。特に肥満の人は熱中症を起こしやすいので、注意が必要である。また、下痢、発熱、疲労等、体調の悪いときは熱中症を起こしやすいので無理をしないことが大切である。

オ 服装に気をつけること。

・服装は軽装とし、吸湿性や通気性の良い素材を着用する。また、直射日光は帽子等で予防する。運動時に使用する保護具などは休憩時には緩めるか、はずすなど熱を逃がすようにする。

カ 具合が悪くなった場合には、早めに措置をとること。

・暑いときには熱中症が起こり得ることを認識し、具合が悪くなった場合には、早めに運動を中止し必要な措置をとる。

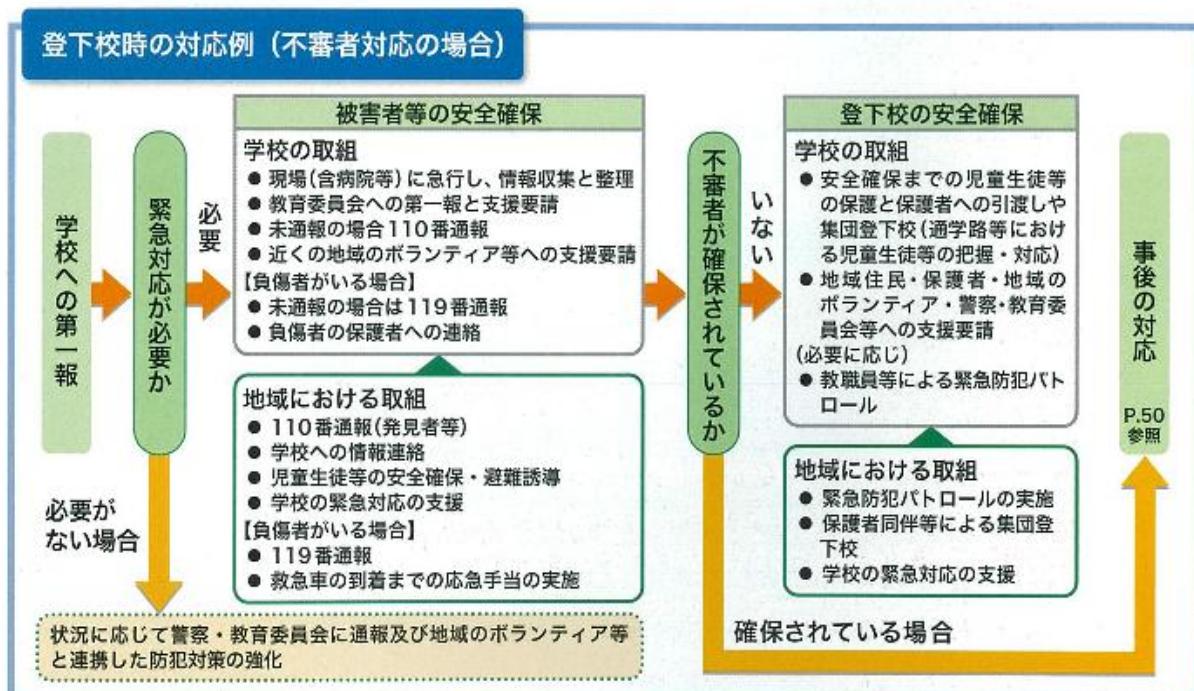


登下校時の不審者事案などの緊急事態が発生した場合も適切に対応できるよう、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、教職員間の連絡体制や保護者・関係機関との緊急連絡体制を整備するとともに、学校の危機管理マニュアルを地域の方々へも周知するなど、協力体制を整備しておくことが重要です。



1 登下校時に緊急事態(不審者事案)が発生した場合

不審者に関する情報は、現在進行中の出来事から、数日前の出来事まで、重大事件から誤報事案まで様々な情報があります。学校は、第一報が入った時点で、緊急に対応しなければならない事案かどうかをチェックし、適切に対応しなければなりません。下の図は、不審者に関する緊急事態が発生した場合の対応の例を示しています。登下校時の事案に際しては、通報や安全確保の対応には保護者や地域、関係機関との連携が不可欠です。学校の状況に応じたマニュアルを作成するとともに、保護者や地域、関係機関等と共に理解を図っておくことが重要です。



【緊急対応の要否の判断と被害者等の安全確保】

- 第一報が入った時点で概要を把握し、緊急対応が必要かどうか見極めます。

＜把握する情報の例＞

- | | | |
|---------------------------|-------------------|-----------|
| ■ いつ、どこで、誰に、どのようなことが起こったか | ■ 110番通報したか | ■ 負傷者はいるか |
| ■ 119番通報したか | ■ 周囲にほかの児童生徒等はいるか | |

- 例えば次のような状況が続いている場合も緊急対応が必要です。

- 凶器を持った不審者が通学路の近くでうろついている。
- 登下校中の児童生徒等が不審者に襲われたがをした。
- 不審者が登下校中の児童生徒等に声を掛け連れ去ろうとした。
- 金品を奪われている。
- 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。

- 緊急対応が必要と判断した場合には、警察等へ通報するとともに、学校内でも緊急事態の発生を直ちに全教職員で共有し、あらかじめ定めておいた役割分担に基づき具体的な対応を行い、児童生徒等の安全確保を図ります。
- 警察や必要に応じて消防等の協力を得るとともに、教育委員会に通報し支援を求めるでしょう。また、現場付近にいる地域住民にも協力を要請しながら対処することも必要です。

＜学校の取組＞

- 1 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には通報を行う。
負傷者がいる場合は119番通報する。
- 2 地域住民や地域のボランティア等の支援を得て、児童生徒等の安全確保を図る。
- 3 現場(病院等を含む)に急行し、情報収集と整理を行う。
児童生徒等の現状・・・安否確認、負傷者の状況(病院に搬送されている場合は病院へ急行)
不審者の状況・・・不審者が近辺にいると考えられる場合は警察が到着するまで児童生徒等の安全確保を図り、対応状況を常に確認するようにする。
- 4 教育委員会への第一報と支援要請を行う。
- 5 被害に遭った児童生徒等の保護者に連絡する。

※ 緊急対応が必要でない場合でも、状況について警察や教育委員会に通報するとともに、保護者や地域のボランティア等と連携して防犯パトロールを強化するなど、防犯対策の強化を図る必要があります。

【不審者が確保されていない場合の登下校の安全確保】

- 不審者が確保されているか、警察等の情報を確認し、学校・家庭・地域が一体となった対応が必要かどうかを検討・判断します。
- 警察等の情報を得る際には、教育委員会が情報を収集し、各学校に周知します。

＜警察に確認するポイント＞

- 不審者は確保されているか
- 確保されていない場合、登下校中の児童生徒等に被害が及ぶ危険性があるか
- どの地域で危険性があるか
- 学校への指示や要請事項があるか

- 安全が確認されるまで、児童生徒等の保護と登下校時の安全確保の取組を行います。
 - ・登校前の場合は必要に応じて自宅待機
 - ・下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機
 - ・登下校中の場合は、警察等に早急に児童生徒等の安全確保への協力を要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア等に協力を依頼
- 児童生徒等だけで登下校が難しい場合は、保護者への引渡しや保護者等の引率による集団登下校等を行います。
- 警察によるパトロールを要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア・地域防犯団体等に緊急防犯パトロールを依頼します。必要な場合には、通学路を中心に情報収集と安全点検のため、地域住民・保護者・地域のボランティアと協力して、緊急パトロール等も実施します。

不審者の情報等、児童生徒等の安全に関する緊急情報は、国私立、都道府県立、市区町村立、株立を問わず、域内の学校等に対する情報提供が行えるよう、教育委員会が中心となり警察との連携・調整を行います。平時から、その仕組みを構築しておくことが大切です。

【事後の対応】

登下校時における緊急事態が発生した場合には、事態が収束した後、児童生徒等の心のケアを行うとともに、情報を整理し調査、報告を行い、再発防止につなげます。(P.50～P.55参照)

12-① 新たな危機事象への対応

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、事件・事故・自然災害のみならず、近年は、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化しています。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要です。なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」）による情報伝達や避難訓練の趣旨（緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける）を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分配慮してください。

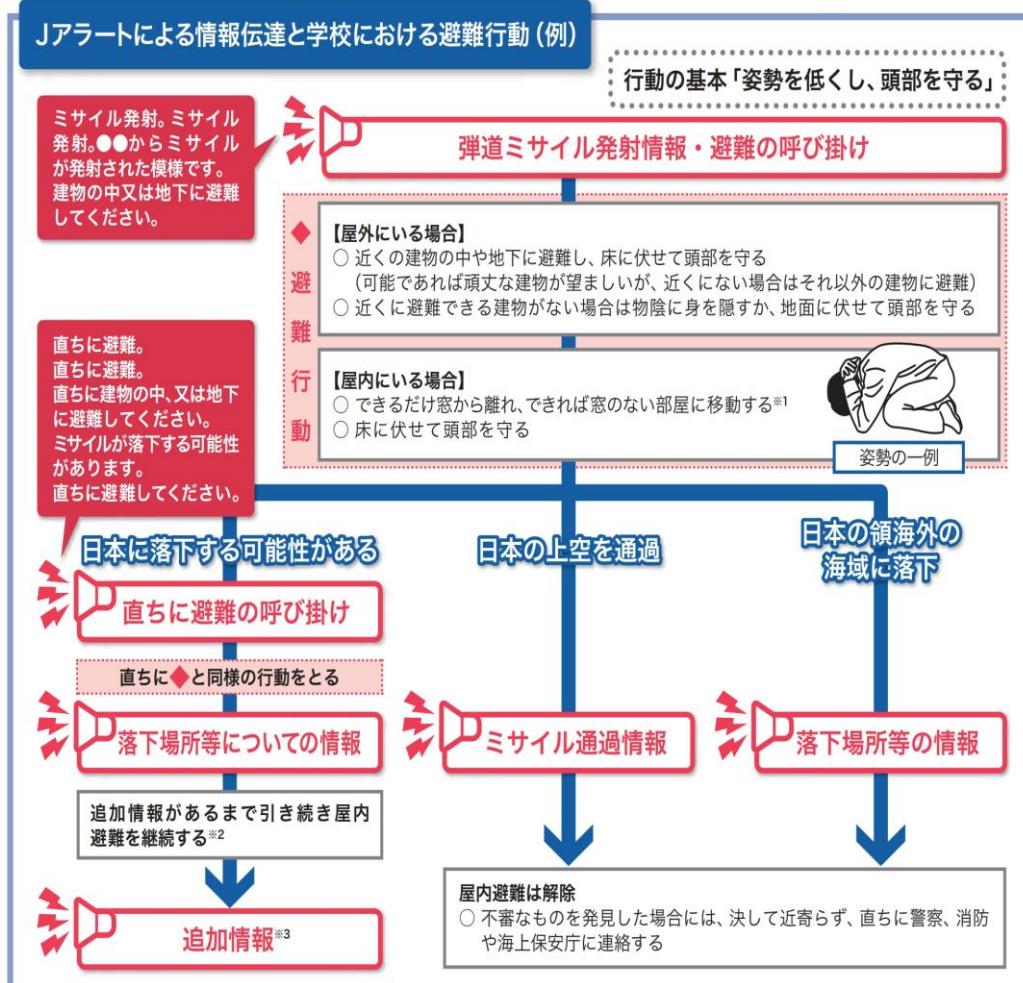
1 弾道ミサイル発射に係る対応について

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

【1】Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。

（1）Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



- ※1 「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入るなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。
- ※2 「ミサイルが○○地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動します。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。
 - 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
 - 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

(2) 様々な場面における避難行動等の留意点

前ページにおける避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとることが必要です。

学校にいる場合

【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられます。

【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられます。

校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようになります。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められます。活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要です。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に応じた対応が求められます。
- 児童生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められます。

登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められます。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくありません。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切です。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられます。
- 電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切です。

【スクールバス等における留意点】

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとります。
- バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ることも考えられます。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導しておくことが大切です。



児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要です。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要です。

(3) 学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

- 早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に統いて、追加の情報が伝達されます。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味しますので、日常生活に戻って登校を開始することが可能です。
- 交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から自治体が作成している国民保護計画を踏まえて、児童生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて学校の対応を検討しておくことが大切です。
- 特に、臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長の判断によることになりますが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ定めておくことが重要です。

【2】体制整備

(1) 適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要です。

また、施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要です。

このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図っておかなければなりません。

(2) 自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は市民生活とも連動するものであり、学校だけで実行することはできません。各自治体の国民保護計画を踏まえて、各学校の取組が適切に行えるよう、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、各自治体の危機管理部局はもとより、関係機関(例えば、警察、消防、自衛隊等)と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図ることが重要です。

【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が実施するJアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Jアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか(聞こえるか)を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的です。

こうした機会を捉えて、教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることができます。

地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切です。



Jアラートを介した情報による状況の把握⇒安全な場所を判断して避難⇒姿勢を低くして頭部を守る

【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類(緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か)によって判断することが求められます。

例えば、グラウンド(運動場)にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守ります。

一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険(地震や弾道ミサイル等)によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要があります。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要です。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じて的確に行動できるようにするために、非常に有効です。

2 学校への犯罪予告・テロへの対応について

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。自分の学校だけが受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合など、状況によっても対応は異なりますが、警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処することが必要です。

例えば、爆破予告等の情報等があった場合、児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応が求められます。当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得ることが第一です。

また、世界の各地において、病院やホテル・コンサート会場・交通施設等、多くの人が集まる民間施設を標的としたテロが発生し、多くの尊い命が犠牲となっています。こうしたソフトターゲットを標的としたテロが日本でも発生する可能性が否定できないことから、学校が標的となり得る点を踏まえ、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。その際も、弾道ミサイルへの対応と同様に、学校独自に考えるのではなく、自治体の国民保護計画に沿って、発生する事案の状況に応じてあらかじめ必要な情報を共有し、いざというときに児童生徒等の安全確保ができるように備えることが重要です。

学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施することも大切です。

国民保護とは

◆ 国民保護とは、万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して行う住民を守るための仕組みであり、その仕組みを定めたものが国民保護法(正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」)です。

この中で、各自治体の長等が各自治体等で策定された国民保護計画の定めに基づき訓練することについて、次のように規定されています。

【第42条第1項】

指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

◆ 国民保護に関する情報は以下のポータルサイトをご参照ください。

【内閣官房 国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>



【総務省消防庁】

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html



全国瞬時警報システム（Jアラート）とは

◆ 全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市町村防災行政無線（同報系）等から流れる国民保護サイレン音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。

また、Jアラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は、津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。



○ 以上の情報は、平成30年1月時点での国民保護ポータルサイト上の情報に基づき、学校での対応の視点を加味して作成したものです。「国民保護」に関する対応は、日々、新たな情報が更新されますので、本手引のみにとらわれず、最新の情報を国民保護ポータルサイト等で取得し、適宜、危機管理マニュアルに反映するようにしてください。

1.2-② 弹道ミサイルに関するJアラート対応マニュアル

※このマニュアルは、Jアラートによる国民保護情報対象地域に「沖縄県」が入っているときのものです。

1. 登校前の在宅時にミサイル発射情報（Jアラート発報）があった場合

- ・自宅で待機してください。（窓から離れる。窓のない部屋があればそこへ移動する）
- ★「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続する。
- ★携帯に届く緊急速報やテレビ・ラジオなどの情報をもとに、冷静に判断・行動する。



- ・「避難指示が解除」されたら、すみやかに登校してください。
- ★登校時間が通常よりもずれ込む場合は、登校すべき時刻等の情報を学校ホームページ、teams、メールなどで連絡しますので、各自しっかり確認をして安全に気をつけて登校してください。

2. 登校中にミサイル発射情報（Jアラート発報）があった場合

- ・できるだけ頑丈な建物の中に入る。
- ・建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、又は地面に身を伏せて頭部を守る。
- ★「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続する。
- ★携帯に届く緊急速報やテレビ・ラジオなどの情報をもとに、冷静に判断・行動する。



- ・「避難指示が解除」されたら、すみやかに登校してください。
- ★登校時間が通常よりもずれ込む場合は、登校すべき時刻等の情報を学校ホームページ、teams、メールなどで連絡しますので、各自しっかり確認をして安全に気をつけて 登校してください。



- ・担任は、生徒の出席状況を確認。（※欠席連絡がない場合等の場合、要家庭連絡）

3. 学校管理下でミサイル発射情報（Jアラート発報）があった場合

屋内の場合



屋外の場合



窓から離れる。窓のない部屋があればそこへ移動する

★「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続する。

★教科担任の先生等の指示を仰ぎながら冷静に判断・行動する。

・速やかに、できるだけ頑丈な建物（校舎等）の中に入る。

・校舎や農場等から離れている場合は、近くの公共施設等に避難する。

★「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続する。

・教職員は、生徒の安全を最優先に、情報収集を行う。
・学校の非常時連絡網、teams 等を使い、状況や対応のあり方に関して連絡を取り合う。



・「避難指示解除」の後、安全が完全に確認された上で、授業等の再開を判断する。
・教科担任等は、生徒の所在と安全確認を確実に行った上で、授業を再開する。

XIII 学校保健・学校安全計画

[1] 学校保健計画

月	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	
月の重点	健康診断を受け、自己の健康状態を把握しよう	自己の健康状態を正しく把握し、身体の健康に努めよう。	口腔の清潔を保ち、う齒の早期発見・治療に努めよう	疾病の治療に努めよう 夏季の健康と水難予防	生活リズム回復に努めよう	目の健康を考えよう	生活習慣について考えよう、飲酒、喫煙について考えよう	風邪・インフルエンザの予防に努めよう 大即売会における保健指導	風邪・インフルエンザの予防に努めよう 生活リズム回復に努めよう	心の健康について考えよう 1年間の健康生活を振り返ろう	耳の健康について考えよう	
学校保健関係行事	入学式・始業式 新入生オリエンテーション 遠洋実習(3年海) 定期健康診断 健康診断・体力テスト 親睦球技大会	定期健康診断 プール開き 地区夏季総体 生徒総会 高校総体	定期健康診断 海神祭 ★性教育講演会	職員健康診断 学校保健委員会① 救急救命講習会 防災訓練(火災)	地区秋季陸上 地区新人体育大会	卒業献血(3年) 防災訓練(地震・津波) 薬物乱用防止講演会 生産物即売会 体験乗船実習(1年海) 学園祭	学校保健委員会② 宮総実フェア 校内ロードレース大会	サトウキビ収穫実習	予餌会 地区高校新人駅伝大会 学校保健委員会③	卒業式・修了式		
保健管理	対人管理	保健だより発行 保健調査、心臓病調査 新入生オリエンテーション 健康相談 感染症対策	保健だより発行 日本スポーツ振興センター 加入手続き(新入生) 健康相談 感染症対策	保健だより発行 疾病異常者治療勧告 未検査者受診勧告 健康相談 感染症対策	保健だより発行 疾病治療状況調査 未検査者受診勧告 健康相談 感染症対策	保健だより発行 未検査者受診勧告 健康相談 感染症対策	保健だより発行 インフルエンザ罹患状況調査 学校保健調査 健康相談 感染症対策	保健だより発行 インフルエンザ罹患状況調査 健康相談 感染症対策	保健だより発行 休暇中の健康調査 インフルエンザ罹患状況調査 健康相談 感染症対策	保健だより発行 インフルエンザ罹患状況調査 健康相談、感染症対策 本年度の反省、評価 次年度への課題	保健だより発行 インフルエンザ罹患状況調査 健康相談	
保健管理	対物管理	安全点検 薬品点検、水質検査 保健室備品、器具等の点検、環境作り 全体清掃	安全点検 薬品点検 水質検査	安全点検 薬品点検 飲料水水質検査 検査器具の消毒、保管 保健室寝具点検、清掃	安全点検 薬品点検 水質検査 全体清掃 保健室寝具点検、清掃	安全点検 薬品点検 水質検査 全体清掃 室内環境検査 タニヒキアリケン検査	安全点検 薬品点検 水質検査 全体清掃 保健室寝具点検、清掃	安全点検 薬品点検 水質検査 全体清掃 保健室寝具点検、清掃	安全点検 薬品点検 水質検査 全体清掃 保健室寝具点検、清掃	安全点検 薬品点検 水質検査 全体清掃 保健室寝具点検、清掃	安全点検 薬品点検 水質検査 全体清掃 保健室寝具点検、清掃	
保健教科等	科目保健	健康の考え方と成立立ち 私たちの健康のすがた 健康に関する意思決定 思春期と健康 ★性への关心・欲求と性行動	生活習慣病とその予防 ★がんの原因と予防 食事と健康 飲酒と健康 ★妊娠出産と健康 ★避妊法と人工妊娠中絶	運動・休養と健康 喫煙と健康 精神疾患の特徴 中高年と健康 感染症とその予防 結婚生活と健康	薬物乱用と健康 精神疾患の予防と回復 健康に関する意志決定・行動選択 交通事故の現状と要因 保健サービスとその活用 水質汚濁と健康 土壌汚染と健康 さまたげな保健活動や対策 大気汚染と健康	精神疾患の予防と回復 性感染症・エイズとその予防 健康に関する意志決定・行動選択 交通事故の現状と要因 保健サービスとその活用 水質汚濁と健康 土壌汚染と健康 さまたげな保健活動や対策 大気汚染と健康	★交通事故を防ぐために 性感染症・エイズとその予防 健康に関する意志決定・行動選択 交通事故の現状と要因 保健サービスとその活用 水質汚濁と健康 土壌汚染と健康 さまたげな保健活動や対策 大気汚染と健康	食品の安全を守る活動 ★交通事故を防ぐために 性感染症・エイズとその予防 健康に関する意志決定・行動選択 交通事故の現状と要因 保健サービスとその活用 水質汚濁と健康 土壌汚染と健康 さまたげな保健活動や対策 大気汚染と健康	日常的な応急手当 日常的な応急手当の実践 働くことと健康 働く人の健康づくり	心肺蘇生法の原理 心肺蘇生法の実践 余暇の有効活用 課題学習	課題学習発表	
保健教科等	関連教科	生物の共通性の由来 青年期としての在り方生き方 家庭と家庭生活 子どもの育つ力 食意識の多様化、選択 自分を見つめる	代謝とエネルギー 生活設計と生活時間 ボランティア活動 ★子育てと親の役割 男女で担う家庭生活	遺伝子とDNA 高齢者の生活 ボランティア活動 子どもの育つ環境 支え合う暮らし	細胞と遺伝子の働き 食品添加物と食中毒 栄養と食事・栄養素 栄養と献立 ボランティア活動への参加	生物の体内環境 環境と人間生活 食生活と健康 食品の選択と管理 各栄養素の性質と代謝 衣生活の管理	体内環境を維持するしくみ 食料生産と食料問題 保健機能食品、嗜好食品 食生活の安全と環境 栄養所要量と食品摂取量の目安 現代の子どもの健康	生体防御 青年期の生き方と結婚 保健機能食品、嗜好食品 食生活の安全と環境 栄養所要量と食品摂取量の目安 現代の子どもの健康	植生と遷移 ★妊娠と出産 食生活の安全と環境 子どもの病気とその予防 基本的生活習慣の取得 病気の子どもの看護	気候とバイオーム 人間と環境 消費者としての選択と意志決定 子どもの病気とその予防 健康的に住む 育つ・育てる・育ち合う保育 病気の子どもの看護	生態系と物質循環 子どもの人間形成と生活環境 環境を守るライフスタイル 環境を生かして住む 安全な住まい ★子ども虐待、児童憲章	生態系のバランスと保全 保育所・幼稚園訪問 住宅問題を考える パニアリーウオッティング 新エンゼルプラン
教育	総合学習	課題研究計画	課題研究	課題研究	課題研究	課題研究	課題研究	課題研究	課題研究レポート作成	課題研究発表	課題研究反省・評価	
特別教育	H.R活動	緊急時の連絡体制の確認 新入生オリエンテーション 健康診断事前事後指導	健康診断事前事後指導 疾病異常者の保健指導 個々の健康状態把握	夏休みの過ごし方 飲酒喫煙防止について 治療の必要性	健康調査 緊急時連絡体制の確認 救急の日	目の健康について 防災についての知識 冬休みの生活プラン	風邪、インフルエンザ予防について 防災についての知識 冬休みの生活プラン	風邪、インフルエンザ予防について 冬休みの生活プラン	風邪、インフルエンザ予防について 冬休みの生活プラン	風邪、インフルエンザ予防について 冬休みの生活プラン	1年間を振り返って 進級を前に健康生活のまとめ 風邪、インフルエンザ予防について	
	生徒会	保健委員会活動計画 健康診断補助	健康診断補助 生徒総会	新入生歓迎球技大会 「世界禁煙デー」によせて 1学期の活動反省	2学期活動計画について 卒業献血	教室の換気	世界エイズデーに向けて 教室の換気	3学期活動計画について 教室の換気	教室の換気	反省と次年度計画 教室の換気		
	個別・日常指導	対象者の把握 問題の把握と目標設定 計画作成、役割分担 学級担任による教育相談	対象者の把握 保健指導の実施と評価 学級担任による教育相談	対象者の把握 問題の把握と目標設定 計画作成、役割分担 学級担任による教育相談	対象者の把握 保健指導の実施と評価 学級担任による教育相談	対象者の把握 保健指導の実施と評価 問題の把握と目標設定 計画作成、役割分担 学級担任による教育相談	対象者の把握 保健指導の実施と評価 問題の把握と目標設定 計画作成、役割分担 学級担任による教育相談	対象者の把握 保健指導の実施と評価 問題の把握と目標設定 計画作成、役割分担 学級担任による教育相談	対象者の把握 保健指導の実施と評価 問題の把握と目標設定 計画作成、役割分担 学級担任による教育相談	対象者の把握 保健指導の実施と評価 問題の把握と目標設定 計画作成、役割分担 学級担任による教育相談	対象者の把握 保健指導の実施と評価 問題の把握と目標設定 計画作成、役割分担 学級担任による教育相談	
組織活動		生徒保健委員会 生徒美化委員会 保健部会	生徒保健委員会 生徒美化委員会 保健部会	生徒保健委員会 生徒美化委員会 学校保健委員会	生徒保健委員会 生徒美化委員会 保健部会	生徒保健委員会 生徒美化委員会 保健部会	生徒保健委員会 生徒美化委員会 保健部会	生徒保健委員会 生徒美化委員会 保健部会	生徒保健委員会 生徒美化委員会 保健部会	生徒保健委員会 生徒美化委員会 保健部会	生徒保健委員会 生徒美化委員会 学校保健委員会	

[2] 学校安全計画

項目	月	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
月の重点		安全な通学 来校者受付名簿の備付 学校環境の安全確認	救急体制の確認、確立 交通安全教育 水泳時の安全指導	災害時の対処法 健康診断の徹底 夏季の健康安全	夏季の交通安全指導 水難事故防止の指導 台風時の心得指導	学校環境の安全確認 防災上心得指導	行事における安全指導 交通安全の指導	冬季の健康新安全 交通安全の指導	冬季休業中の安全指導 交通安全の指導	交通安全の指導 学校環境の安全確認 行事における安全指導	交通安全の指導 施設設備の点検 行事における安全指導	春季休業中の安全指導 交通安全の指導 施設設備の点検
学校行事		入学式・始業式 新入生オリエンテーション 遠洋実習(3年海) 定期健康診断 健康診断・体力テスト 歓迎球技大会	定期健康診断 プール開き 地区夏季総体 生徒総会 高校総体	定期健康診断 海神祭 性教育講演会 親睦球技大会	職員健康診断 学校保健委員会① 急救救命講習会 防災訓練(火災)	地区秋季陸上 地区新人体育大会	卒業献血(3年) 沿岸航海実習(2年海) 生産物即売会 学園祭	防災訓練(地震・津波) 薬物乱用防止講演会 体験乗船実習(1年海)	学校保健委員会② 宮絶実フェア 校内ロードレース大会	サトウキビ収穫実習	予餞会 地区高校新人駅伝大会 学校保健委員会③	卒業式・修了式
安全教育	教科	実習の安全 実習服検査 体育館、グラウンド、 プール、武道場の点検 球技用具点検 農業の取扱い 農具の正しい使い方	農具の正しい使い方 実習時の安全 被服実習、調理実習 上の注意 プール用具点検 看護体験ボランティア 資源エネルギー問題と生活	農薬の取扱 食中毒について 被服と安全 食品と調理時の注意 障害者ボーッボランティア	夏季休業実習の心得 交通事故とその現状 球技用具の点検 体育館、グラウンド、 プール、武道場の点検	農業器具の安全運転 環境について 実習服検査 乳幼児の安全 球技における安全指導	実験器具、薬品の取扱 無菌、殺菌消毒 食品の取扱 大気汚染と健康	農場での大型機械使 用の注意 食品の取扱 薬品整理点検 水質汚濁、土壤汚染と健康 武道における安全指導	温室の環境と安全 冬季休業中の実習の 心得 環境汚染を防ぐ取り組み	住まいの安全 実習服検査 交通事故の現状と要因 交通事故を防ぐために 日常的な応急手当 ゴミの処理と上下水道の整備 食品の安全を守る活動	住まいの安全 農場、実習棟の点検 応急手当の意義と基本 介護実習 心肺蘇生法の原理と行い方	住まいの安全 薬品、機器等の安全点検 環境の安全 介護実習 心肺蘇生法の原理と行い方
	総合学習	課題研究計画	課題研究	課題研究	課題研究	課題研究	課題研究	課題研究	課題研究	課題研究	課題研究	課題研究
1年H.R	安全教育	安全な高校生活 登下校時の交通安全 救急体制の確認 自転車通学者調べ	交通マナー 自転車の安全と車両事故防止	通学時の安全マナー 部活動と安全な生活 自転車の安全な利用	夏休みの心得 オートバイ事故と責任 自転車の安全な利用	二学期の心得 登下校の安全 自転車の安全な利用 運転免許取得と所持調	交通事故と責任 高校生の交通事故 自転車の安全な利用	生産物即売会の安全 自転車の安全な利用 防災避難訓練	冬休みの心得 自転車の安全な利用 防災避難訓練	運転免許取得と所持調 自転車の安全な利用 交通マナーと人命 サトウキビ収穫作業時の安全	自転車の安全な利用	春休みの心得 自転車の安全な利用
2年H.R		安全な高校生活 登下校時の交通安全 救急体制の確認 自転車通学者調べ	交通マナーの確立 自転車の安全な利用 部活動と安全な生活	夏休みの心得 オートバイ事故と責任 自転車の安全な利用 就業体験実習時の安全	二学期の心得 登下校の安全 自転車の安全な利用 運転免許取得と所持調	交通事故と責任 高校生の交通事故 自転車の安全な利用	生産物即売会の安全 自転車の安全な利用 防災避難訓練	冬休みの心得 自転車の安全な利用	運転免許取得と所持調 自転車の安全な利用 交通マナーと人命 サトウキビ収穫作業時の安全	自転車の安全な利用	春休みの心得 自転車の安全な利用	
3年H.R		安全な高校生活 登下校時の交通安全 救急体制の確認 自転車通学者調べ	交通マナー 自転車の安全と車両事故防止	オートバイの安全な利用 オートバイの事故と責任 自転車の安全な利用	夏休みの心得 オートバイ事故と責任 自転車の安全な利用	二学期の心得 登下校の安全 自転車の安全な利用 運転免許取得と所持調	交通事故と責任 高校生の交通事故 自転車の安全な利用	生産物即売会の安全 自転車の安全な利用 防災避難訓練	冬休みの心得 自転車の安全な利用 防災避難訓練	運転免許取得と所持調 自転車の安全な利用 交通マナーと人命 サトウキビ収穫作業時の安全	自転車の安全な利用	卒業後の心得
生徒会		春の交通安全運動 保健委員会 歓迎球技大会の安全		海神祭・海での安全	交通事故パネル展 夏の交通安全運動	秋の交通安全運動		防災避難訓練時の安全 大即売会における安全			予餞会での安全 農家見学時の注意	春休みの心得
安全管理	学校生活	事故発生時の連絡体制の確認 通学方法の把握 家庭環境調査 乗船実習の心得 農機具の使用注意	地域見学での安全 連休中の諸注意 農機具の使用注意	農機具の使用注意 休暇実習の注意 交通安全週間 就業体験実習での心得	農機具の使用注意 休暇実習の注意 農機具の使用注意 就業体験実習での心得	農機具の使用注意 休暇実習の注意 農機具の使用注意 就業体験実習での心得	農機具の使用注意 休暇実習の注意 農機具の使用注意 就業体験実習での心得	休暇実習時の心得 農機具の使用注意	農機具の使用注意 休暇実習時の心得 農機具の使用注意	農機具の使用注意 休暇実習時の心得 農機具の使用注意	休暇実習時の心得 農機具の使用注意	
安全管理	対物管理	学校環境の安全点検・整備 農業等の保管整備 実習棟の安全点検 水質検査	学校環境の安全点検・整備 農業等の保管整備 実習棟の安全点検 水質検査	学校環境の安全点検・整備 農業等の保管整備 実習棟の安全点検 水質検査	学校環境の安全点検・整備 農業等の保管整備 実習棟の安全点検 水質検査	学校環境の安全点検・整備 農業等の保管整備 実習棟の安全点検 水質検査	学校環境の安全点検・整備 農業等の保管整備 実習棟の安全点検 水質検査	学校環境の安全点検・整備 農業等の保管整備 実習棟の安全点検 水質検査	学校環境の安全点検・整備 農業等の保管整備 実習棟の安全点検 水質検査	学校環境の安全点検・整備 農業等の保管整備 実習棟の安全点検 水質検査	学校環境の安全点検・整備 農業等の保管整備 実習棟の安全点検 水質検査	
	安全確保に関する点検	各部署の安全点検 (第2週目)	各部署の安全点検 (第2週目)	各部署の安全点検 (第2週目)	各部署の安全点検 (第2週目)	各部署の安全点検 (第2週目)	各部署の安全点検 (第2週目)	各部署の安全点検 (第2週目)	各部署の安全点検 (第2週目)	各部署の安全点検 (第2週目)	各部署の安全点検 (第2週目)	各部署の安全点検 (第2週目)
課外指導個別指導		自転車通学許可とバイク通学禁止 校内外の巡視指導 免許取得者の指導 校門立ち番指導	自転車通学許可とバイク通学禁止 校内外の巡視指導 免許取得者の指導 校門立ち番指導	自転車通学許可とバイク通学禁止 校内外の巡視指導 免許取得者の指導 校門立ち番指導	自転車通学許可とバイク通学禁止 校内外の巡視指導 免許取得者の指導 校門立ち番指導	自転車通学許可とバイク通学禁止 校内外の巡視指導 免許取得者の指導 校門立ち番指導	自転車通学許可とバイク通学禁止 校内外の巡視指導 免許取得者の指導 校門立ち番指導	自転車通学許可とバイク通学禁止 校内外の巡視指導 免許取得者の指導 校門立ち番指導	自転車通学許可とバイク通学禁止 校内外の巡視指導 免許取得者の指導 校門立ち番指導	自転車通学許可とバイク通学禁止 校内外の巡視指導 免許取得者の指導 校門立ち番指導	自転車通学許可とバイク通学禁止 校内外の巡視指導 免許取得者の指導 校門立ち番指導	自転車通学許可とバイク通学禁止 校内外の巡視指導 免許取得者の指導 校門立ち番指導
PTA等組織活動		保健部会 教育相談部会 環境整備部会 夜間パトロール	保健部会 教育相談部会 環境整備部会 夜間パトロール	保健部会 教育相談部会 環境整備部会 夜間パトロール	保健部会 教育相談部会 環境整備部会 夜間パトロール	保健部会 教育相談部会 環境整備部会 夜間パトロール	保健部会 教育相談部会 環境整備部会 夜間パトロール	保健部会 教育相談部会 環境整備部会 夜間パトロール	保健部会 教育相談部会 環境整備部会 夜間パトロール	保健部会 教育相談部会 環境整備部会 夜間パトロール	保健部会 教育相談部会 環境整備部会 夜間パトロール	保健部会 教育相談部会 環境整備部会 夜間パトロール

XIV 学校防災計画

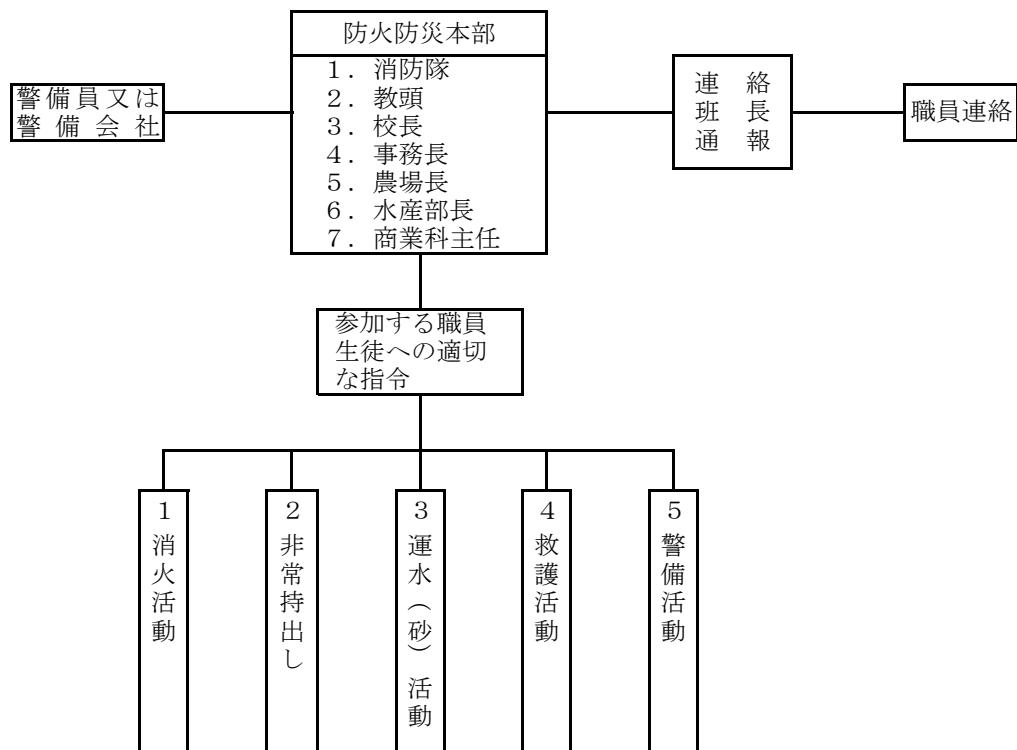
[1] 学校防災計画

- 1 学校防災については、沖縄県立学校管理規則（昭和47年5月15日教育委員会規則第7号）によるほか、下記に定めることによる。
- 2 本校施設設備の安全管理と警備及び防災に関する徹底を期し、非常処理、異常事態における人的、物的被害の軽減を図ることを目的とする。
- 3 防火、防災管理者は、学校の防火防災計画を立案し、防火設備、防火訓練等の推進にあたる。
- 4 火元責任者は、担当室の「火の用心」に責任を持ち、火災予防に万全を期す。
- 5 火気取扱者は、使用後責任をもって残り火を始末し、警備員に連絡する。
- 6 警備員は、防火の重要性を自覚し、常に火気に対する注意と警戒を忘れず、特に火気取扱者より連絡を受けた場所に留意し、警備にあたる。
- 7 防火訓練は、毎学期1回実施する。但し、必要に応じては隨時実施することもある。訓練に際しては、宮古島市消防本部の協力を求めることがある。
- 8 電気設備、ガス設備、かまど、ボイラー、煙突、焼却場等、発火するおそれのある場所並びに防火設備の点検は隨時おこない、整備につとめ、年1回は専門家に依頼する。
- 9 各室の鍵は各1個を所定の場所に保管し、非常事態に備える。
- 10 学校若しくは学校付近に火災発生の場合は、学校職員及び市内又は近郊に在住する生徒は直ちに参集し事態に即応した統制ある行動をする。
- 11 本校の防火組織は下記のとおりである。

[2] 平常時における防火防災体制（予防管理体制）

	係（別紙一覧）	役割	
防火防災本部	校舎防火管理	各火元責任者	<ul style="list-style-type: none">・防災用具の点検・校舎破損箇所の点検報告・火災予防及び火気取り締り・防災害等の心得指導等
・校長 ・教頭 ・事務長 ・農場長 ・水産部長 ・商業部長	消化設備管理	事務長	<ul style="list-style-type: none">・防災用具の保管管理・火災報知器、消火器、消火栓 水道栓等の整備点検
	光熱器具管理	各火元責任者 (事務)	<ul style="list-style-type: none">・危険物貯蔵施設（ガス置き場等）・火気使用施設（湯沸かし室等）・電気設備の整備
	可燃薬物等管理	各火元責任者 各学科 理科	<ul style="list-style-type: none">・各教科等で使用する薬品、燃料 類の保管点検

[5] 夜間又は休日等における防火防災体制



- 1 警備員又は警備会社は、災害発見と同時に本部上記中 1, 2, 3, ……の順で連絡し、その後適切な行動をとり、物的被害を最小限度に止めるよう、最善の努力をする。
- 2 連絡を受けた本部職員は直ちに集合し、適切な状況判断のもとに、遂次集合する職員、生徒に適切な連絡を発して迅速に活動を開始する。
- 3 本部より発せられる指令は、その時の状況判断によってなされるが、一般に上記表中最下の 1, 2, 3, 4, 5 の順とする。
- 4 台風前後の対策や整理も上表に準ずるが、対策や整理活動指令は本部で適切に発する。
- 5 農作物や家畜等についての台風前後対策については、農場長を中心に農場部職員間で話し合い、職員生徒の協力を得て万全を期すものとする。